

○福井委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

2月の委員会ということで、非常に議案が盛りだくさんでございます。また、委員、執行部とも、この形は今回の委員会が最後ということになると思います。大変盛りだくさんの議案でございますけれども、慎重かつスピーディーに審査を進めてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいります。

なお、本日中に審査及び調査が終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知ください。

それでは、政策企画局所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、政策企画局の業務運営に対しまして、日頃から御指導、御鞭撻を賜っておりまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年度当初予算案ほかにつきまして御審議をいただきます。第2期島根創生計画及びアクションプランの策定に合わせまして、県の魅力の情報発信や女性活躍の推進につきまして、県議会からいただきました御意見など踏まえまして、必要となる取組内容を鋭意検討しまして、予算案として提出をさせていただいたということでございます。

政策企画局といたしましては、今後こうした所管事業につきまして成果が上がるよう、しっかり取り組んでいくということと、現在、県議会において御議論をいただいております第2期島根創生計画、全体の成果が上がるように、全庁的、総合的に政策の企画調整機能を発揮し、また、国に求めるべきことは県の重点要望ですとか知事会などを通じまして強く訴えていくということなどによりまして、島根創生全体の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

本日は、予算案2件のほか、報告事項3件につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○福井委員長

ありがとうございました。

次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より女性活躍、男女共同参画の推進に関しまして御理解と御支援を賜り、お礼を申し上げます。

まず、国の動きでございますけれども、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けまして、男女共同参画会議が昨年末に開催をされ、夏頃に素案の取りまとめ予定となっております。県におきましては、現在の男女共同参画計画が令和8年度までの期間となっておりますので、今回御審議いただく令和7年度当初予算案に次期計画の検討に当たって基礎資

料といたします県民の皆様、企業の皆様を対象とした意識実態の調査経費を計上させていただいております。男性の家事・育児の分担促進につきましては、婚姻届、妊娠届に合わせて市町村でお渡しいただいている家事手帳、パパの育児手帳を改訂しております、この手帳の活用を促す動画についても近日公開予定となっております。

本日は、予算案2件のほか、報告事項として、女性活躍推進プランの改定についても御説明をさせていただきます。委員の皆様には引き続き御指導のほど、どうぞよろしく願います。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された政策企画局に係る議案は、予算案2件です。

はじめに、令和7年度当初予算案について審査を行います。

第3号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

それでは、総務委員会資料1ページをお願いいたします。第3号議案、令和7年度一般会計当初予算案のうち、政策企画局所管分につきまして御説明いたします。

政策企画局の令和7年度当初予算の総額は23億1,668万3,000円で、今年度当初予算と比較いたしまして3億5,740万円余の増とさせていただいております。

課別での主な増減でございますが、統計調査課が3億1,890万円余の増でございます。これは令和7年度に実施いたします国勢調査の経費増による増などでございます。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。課別に御説明をさせていただきます。まず、政策企画監室です。予算額は3億6,816万9,000円でございます。まず、給与費は2億2,334万4,000円で、今年度と比べ2,370万円余の増とさせていただいております。これは、今年度の人事委員会勧告に基づく給与改定後をベースに来年度の予算の給与費を算定していることなどによるものでございます。

次に、事業費のうち、4のふるさと島根寄附金事業費でございますが、予算額は6,241万5,000円で、おおむね今年度並みとさせていただいております。内訳でございますが、概要欄を御覧いただきまして、寄附金の積立金は4,361万6,000円で、今年度当初予算は4,353万7,000円としておりましたのでほぼ同額としており、返礼品、募集サイト利用等に係る事務費につきましては、概要欄に記載のとおり1,879万9,000円で、こちらもほぼ同額とさせていただいております。ふるさと島根寄附金の状況につきましては、委員の皆様から、さらなる財源確保のために踏み込んで取り組んではという御意見をいただいているところでございます。状況でございますが、令和5年度、昨年度の積立金の決算額は2,549万円余でございましたが、今年度は後ほど御説明いたします2月補正予算に計上しておりますけれども、年度末の見込みを現時点で4,110万円余と見込んでおりまして、昨年度と比べまして増加しているところでございます。今年度は新たな返礼品を追加する、あるいは返礼品の総数を増やすという見直しを行

うとともに、県の施策や活用事業のPRを図るため、県の県人会での広報などを行っております。令和7年度の当初予算の予算額といたしましては今年度予算並みとしておりますが、引き続き、市町村への寄附に配慮することは行いながら、返礼品などについて工夫をし取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、6の県内就職に向けた県内大学等との連携事業費でございますが、こちらは引き続き、しまね産学官人材育成コンソーシアム事務局運営費の一部を負担するものでございます。

8の県政振興調査費についてでございますけれども、令和6年度は概要欄に記載しておりますように次期島根創生計画策定事業費を計上してございましたが、これが終了することなどによりまして、今年度から1,800万円余の減とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。女性活躍推進課でございます。予算額は5億8,796万2,000円でございます。事業費の2の男女共同参画の理解促進事業費は2億4,997万6,000円で、令和6年度、7年度の2か年で取り組むこととしております男女共同参画センターの照明のLED化工事費につきまして、事業費が今年度より2,310万円余増となることや、男女共同参画センターの指定管理料につきまして470万円余増となること、また、令和8年度に策定いたします次期男女共同参画計画、これは令和9年度から13年度を計画期間とする計画でございますけれども、この基礎資料とするための調査費300万円余を計上させていただいていることなどによりまして、2,990万円余の増とさせていただきます。

また、4の女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業費は、出産後職場復帰奨励金などにつきまして、予算計上額をこれまでの実績見込みを踏まえまして減額したことなどによりまして、2,650万円余の減とさせていただきます。なお、これらの事業は後ほど担当課長から御説明いたします。

秘書課につきまして、予算額は1億3,100万9,000円で、課全体で今年度から210万円余の減とさせていただきます。

4ページをお願いいたします。広聴広報課でございます。予算額は4億7,446万円でございます。事業費の2の政策に関する情報提供事業費は1億5,728万7,000円で、新聞広報の掲載回数増などを見込み、今年度から690万円余の増とさせていただきます。

また、5の島根県の認知度向上対策事業費は1,983万4,000円で、概要欄に記載しておりますように、島根応援サイト「もっとリメンバーしまね」を終了することなどによりまして、今年度から460万円余の減とさせていただきます。

こうした中で、8のしまねのイメージ発信事業費は9,013万3,000円で、今年度から310万円余の増とさせていただきます。令和7年度の事業内容などにつきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。統計調査課でございます。予算額は7億5,508万3,000円でございます。

事業費2の統計調査総務費は5,128万6,000円で、概要欄の2項目め、国への過年度委託金精算金など、この増などによりまして1,600万円余の増とさせていただきます。なお、国から委託を受けまして実施しております調査費につきましては、

事業費の確定に伴いまして毎年度一定程度の返還金が生ずるものでございまして、その額を当初予算に計上させていただいてるものでございます。4の人口等基本統計調査費は4億6,217万2,000円で、概要欄の4項目めに国勢調査として4億1,000万円余を記載しておりますけれども、この国勢調査の調査費の増などによりまして3億7,020万円余の増とさせていただいております。6の農林水産統計調査費は328万3,000円で、今年度は農林業センサスの実施年でありますけれども、これが終了いたしますので、8,360万円余の減とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

それでは、6ページをお願いいたします。女性活躍推進課からは、女性活躍の推進に関する事業について説明させていただきます。

女性活躍の推進につきましては、次のとおり、3つの分野でそれぞれ取組を進めてまいります。

左側のあらゆる分野での女性活躍では、1つ目の黒丸になりますが、女性の起業支援事業で起業等を望む女性に向けたセミナーを開催し、次の働く女性のためのスキルアップセミナーでは、若手、中堅、管理職など階層に応じたセミナーや育児休業復帰等に関するセミナー、ネットワークづくり交流会など、個性や能力を發揮しながら活躍できるようセミナーを引き続き支援いたします。その下、女性就職相談窓口レディース仕事センターでは、就職や転職を希望する女性に寄り添った相談対応や、パソコン講習も開催するなど、希望に応じた就労につながるようきめ細かな支援をしてまいります。また、しまね働く女性きらめき大賞、これにつきましては、仕事も生活も本人の希望する形で充実させている女性を表彰し、ロールモデルとして広く周知していきます。

真ん中の意識・行動改革、機運醸成では、イクボスネットワークでイクボスの取組がさらに多くの企業で進むよう、経営者や管理職が参加しやすいよう、周知方法や開催方法を工夫して進めてまいります。次の男性の家事・育児参加促進事業では、男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会機運を醸成するため、今年度改訂しました家事手帳、パパの育児手帳の内容を学べる両親セミナーや企業を対象としたセミナーを継続実施し、令和5年度に作成した男性育休特設サイト「みんなが育休応援団」を通じた情報発信を行います。また、鳥取県と連携したワーク・ライフ・バランスキャンペーンを引き続き展開してまいります。次の介護と仕事の両立支援事業ですが、これは新たに、介護離職防止のための両立支援制度について、広く県民向けの広報や企業内での理解促進に向けたセミナーなどを展開してまいります。

右側に行きまして、企業支援では、下から2つ目の丸になりますが、子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金、これにつきましても新たに介護の要件を追加いたしました。名前にも「介護」を追加しております。企業が時間単位で取得できる有給休暇や短時間勤務制度の対象を、育児をしている従業員だけでしたが、これを、介護をしている従業員にも拡充して、労働者が一定以上利用した場合に奨励金を支給することとし、柔軟な働き方ができる職場づくりを支援していきます。そのほか、女性活躍や仕事と生活の両

立が進むよう、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金で職場環境の整備等の経費の一部を助成したり、出産後職場復帰奨励金では、育休取得後の職場復帰の取組などを支援することを進めてまいります。また、女性活躍応援企業やこころカンパニーの表彰制度によりまして、優良事例を積極的に発信し、企業の人材確保、定着への効果が期待されることなどをしっかり周知してまいりたいと思います。

これらの女性活躍の関連予算につきましては、事業ベースで2億3,900万円余となっております。

私からは以上です。

○福井委員長

岡本広聴広報課長。

○岡本広聴広報課長

私からは、広聴広報課のしまねのイメージ発信事業について御説明させていただきます。

資料の7ページを御覧ください。この事業目的は、1ポツ目、島根らしさや島根の魅力の具体的なイメージを県内外に発信し、現在島根にお住まいの方の定住やUターン、Iターンを促進することを目的として実施するものです。2ポツ目、3ポツ目に記載しておりますように、県内に住んでいる方々、そして、子どもたちやその進路選択に影響を与える親世代に島根で暮らすことよさに改めて気づいていただき、将来の島根定住につなげることを目的としております。また、4ポツ目に記載しておりますとおり、都会地の若者に対しては、島根の人や暮らしの魅力を発信することにより、島根への移住の検討につなげることを目的としております。

2の事業概要です。(1)の島根の人や暮らしのイメージ発信につきましては、昨年度から、人のつながりや人のぬくもり、一生懸命に生きる人を応援するという島根のよさを表した「誰もが、誰かの、たからもの。」というキーワードを使用した広報を実施しております。令和7年度も引き続きこのキーワードを使用し、実際に島根に住み続けておられる方や、Uターン、Iターンされた方の生の声、また、島根暮らしを表すデータを使って広報してまいります。それにより、人間らしいぬくもりのある暮らしができる島根のイメージへの共感を醸成し、県民自らが島根のよさを発信していくような環境をつくってまいりたいと考えております。

8ページを御覧ください。具体的な内容につきましては、①から④に記載しております。

最初に、①の県内外に向けて行う「いいけん、島根県」プロモーションは、動画、インタビュー記事など広報素材の新規制作を行います。県内各地で暮らす方々が周囲の關係にしっかりと溶け込み、生き生きと暮らしている様子を周囲の方の声や姿も織り交ぜながら、島根の人やぬくもり、暮らしやすさを伝えてまいります。また、引き続き、島根の人や暮らしの魅力を伝える動画を活用した特設サイトの運営やウェブ、SNS広告を行い、キーワード「誰もが、誰かの、たからもの。」の意味する島根の温かさ、情操感を伝えてまいります。

②のラジオ番組「HEARTFUL DAYS」は、実際に島根で暮らしておられる方に出演していただき、島根で暮らす中で感じている喜びや感動、戸惑いなどを本音で語ってもらっております。引き続き、当該番組の制作・放送、番組公式サイトやスマホアプリなどでの配信を行ってまいりたいと考えております。

このほか、③の島根の暮らしのよさを伝えるテレビ・ラジオCMの制作・放送、④の子どもに島根定住を促す意識醸成を目的とした親世代向けの新聞広告の経費を計上しております。

7ページに戻っていただきまして、以上、(1)の島根の人や暮らしのイメージ発信は、予算額8,460万円を計上しており、前年度当初予算から268万6,000円増額させていただいております。

次に、8ページ、(2)の島根創生に係る広報につきましても、新聞広告やSNS広告を実施し、施策への理解、関心を深めたいと考えております。

予算額は553万3,000円、前年度当初予算から48万4,000円増額させていただいております。

以上、3に記載しておりますとおり、しまねのイメージ発信事業費の予算総額は9,013万3,000円、前年度当初予算から317万円の増額となっております。

参考に、9ページにイメージ発信事業で使用のキーフレーズ「誰もが、誰かの、たからもの。」の全文を掲載しておりますので、御確認ください。

また、先ほど政策企画局のほうから当初予算案の説明がございましたが、補足説明をさせていただきます。

資料4ページ、御覧ください。5の島根県の認知度向上対策事業で実施しておりました島根応援サイト「もっとリメンバーしまね」につきましても、3月末をもって終了することとしました。これまで、この投稿サイトにより、島根県の認知度、魅力向上を図ってまいりました。近年は、新規登録者数や投稿数が伸び悩む中、最近のSNSの普及などもございまして、様々な媒体で発信ができるようになってきたため、サイトの在り方を検討し、今年度末をもって終了することといたしました。今後はSNS発信の強化や2の政策に関する情報提供事業として、広報誌、新聞、テレビ、ホームページなど様々な媒体での広報をより充実させてまいりたいと考えています。今後も関連する部署と連携し様々な機会を捉えて、島根の魅力の情報発信に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

森山委員。

○森山委員

御説明いただきましてありがとうございます。私から1点、女性活躍推進のところで、子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金の拡充等々の御説明があったというふうに思っております。この制度、子育てや介護等、名のとおり、そういった環境を整備していく中小企業を増やしていくというのが主な趣旨かなというふうに理解しております。制度自体、ぜひ広がってほしいものかなというふうに思っています。

そういう中で、一事業所当たり10万円ってものがこの制度導入のインセンティブにどのぐらいになるのかっていうことをどういうふうに考えていく、制度自体は私はいいものだなというふうに思っているんですけども、こういうことを検討して導入していく企業がより増えてほしいという願いの中で、現状どのぐらいの企業がこれを使っているのかっていうことと、広がるためのインセンティブ費として10万円がいいのかってい

うところを、どのように考えてこの10万円っていう金額を設定した上で支給額としているのかっていうことの考え方をちょっとお伺いしたいなと思っております。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

ありがとうございます。この奨励金につきましては、今は育児だけですけれども、KPIとしましても、新規では始めるものを250件で毎年挙げております。毎年の決算のときにもいろいろ御指摘いただくんですけど、これは、奨励金申請がだんだん件数として少なくなっております、出産数も減っているっていうこともあると思うんですけど、中小企業を対象としておりますので、いろいろお話を聞くと、うちは出産とかないから、子育てないからっていうような企業も多くて、そういう対象者がいないというのもあります。介護につきましては、介護離職をする方が、出産・育児等で離職される方よりちょっと多いぐらいの人数があるということで、今回、介護を入れたという形ですけれども、今のところちょっと実態が、介護っていうのがなかなか言いづらいとか、分かりづらいというところがありまして、どの程度の対象者がおられるかっていうところはつかみ切れないところがあるんですけども、そうはいつでも介護離職をされる方があるという中で、大体年間5件ぐらいは出るのではないかというような形で積算をしまして、今、予算を組んでおります。

ただ、今度4月からはじめますけれども、この制度が育児のほうもそうだったんですけども、浸透するまでにちょっと時間がかかると思いますので、しっかりと周知して、皆さんが使いやすい、離職しなくても両立できるということができるよう制度にしていきたいと思っております。

現在、育児のほうも10万円ですべてやっております、それに合わせて10万円にしましたけれども、この根拠といいますか、なるべくたくさん事業所さんに利用していただけるようにということで、予算内でこの金額を設定しております。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

御説明いただきましてありがとうございました。今、ビジネスケアラーの方々も増えていきますし、これからもっともっと多分増えていくという中で、この介護を対象に基準を増やされたということはいいことかなというふうに思っています。そういう中で、今御説明いただいたところ、子育てしているとか、子どもがそもそもいないっていうところは対象にならないというのは分かるんですけども、これから多分、この育児や介護をやっていくっていうことの社会的な理解を経営者がどれだけしていけるのかっていうことはすごくやっぱり大事なテーマだなというふうに思っています。そういう中で、これを経営者が導入するインセンティブにこれになり得るのかっていうことの検証みたいなものは今後ぜひ進めていただきたいと思いますし、お金を渡すからこの制度を導入するっていうのもあるとは思いますが、育児や介護の様々な、かかる何か、実際これ、育児や介護を進めるときの、両立できないから離職するっていうことを防いでいくということだとは思いますが、それを奨励するために、企業側としてはやっぱり人手不足になるっていうの

が一番引っかかるポイントだと思うので、対応策とセットでこの制度を進めていくっていうことを、商工労働部も関わる部分だと思うんですけど、部局横断でそういった取組を進めていただきたいなと思いますし、これが広がっていくためのボトルネックが認知不足なのか、金額のインセンティブが弱いってということなのか、はたまた別のところに要因があるのかっていうことはぜひモニタリングしながら、いい制度にブラッシュアップしていただきたいなということで、お伝えさせていただきます。以上です。

○福井委員長

河内委員。

○河内委員

私も森山委員と少し重なるようなところがあるんですけども、6ページの女性活躍の推進ということで、いろいろメニューがありまして、私もぜひこういったところをしっかりと進めていくことで、働きやすい環境だとか子育てや介護のしやすい環境を築いていくことが非常に重要だというふうに思っております。一方で、なかなかこういった制度を取り入れることができる企業というのもある程度限られてるのかなというふうに思っております。県内中小企業ある中で、小さい企業が、零細企業も多いわけですけども、以前、ネクスト島根の勉強会で、ある企業においでいただいて勉強会させていただいた中で、周藤女性活躍推進統括監、田邊女性活躍推進課長もいらっしゃいましたけども、私もそうだなと思ったのが、就業規則だとか労務管理だとか、やはりそういうところがしっかりしてないと、新しい制度を取り入れたらっていうところがなかなか難しいのではないかなというふうに思ってます。もちろんこういう女性活躍推進の施策を推進していくことは必要なんですけども、やはりその地ならしといいますか、なかなか、そういったところの人事面のところをしっかりと制度として持っておられて、なおかつそれをしっかりと履行できている企業っていうのは、できてない企業も割と多いのではないかなという前提もありますので、この施策を進めていく前段階で、商工労働部とも、そういった制度面をどうやったら取り入れることができるのか、また、それぞれ企業の事情もあると思いますので、そういったところのヒアリング含めて、まず、前段階のところの整理といいますか、そういうところにも注目していかないと、なかなかインセンティブ出したから、じゃあやりましようかっていうところはそんなに多くないのかなというふうに思ってますので、そういったものを考えていく必要があるのではないかなと思いますけども、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

ありがとうございます。各企業、いろいろな御事情や規模とかありますけれども、まず、経営者、管理職の方たちの意識の改革という面で、イクボスセミナーで、考え方とか、経営の仕方などについてセミナーを行ってきていただいたりしております。それと、この6ページにもありますが、企業支援というところで、一般事業主行動計画の策定支援事業ということで、この計画をつくられるためのアドバイザー派遣というような形も取っております。土台を固めていきながら、その上でこういった支援をしていって広げていきたいと思っております。商工労働部や庁内各部局と女性活躍推進本部を組織しておりますので、

毎年情報交換も実施しておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

○福井委員長

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

今の答弁に関連してですけれども、今回、介護で休暇が取りやすくなるような制度を導入してということで、これから広がっていくんだと思いますけれども、最初は子育ての関係もなかなか浸透していくまで時間がかかったという話がありました。介護の場合も、実態がなかなか、事業主の方も実態がつかめてない部分もあるかと思うんですけれども、これからこれを取っていかれた企業の状況を、できるだけ先駆者として取られたその状況を、これからセミナーとか開かれる予定のようなんですけれども、そういうところで実際に活用された人の声を伝えていくということが大事ではないかなと思います。新たな事業に取り組むというのはやっぱり不安とか、それから、どうしたらいいのかっていう、分からない部分があるんですけど、同じような業種の方が、こういうふう工夫したとか、そういう話を伝えていくことも大事だと思うんで、これからこのセミナーを開催されるということなんですけれども、その中でぜひともそういう先駆的に取り組んでらっしゃる企業主の方の声を伝えていくということに取り組んでいただければと思いますが、このセミナーについての何かお考えがあればお聞かせください。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

ありがとうございます。女性活躍のほうでやっております、いろいろなセミナーにつきまして、イクボスセミナーでもそうですが、職場環境づくりでありますとか、例えば育児のための奨励金を受けるにあたり、制度をこう整えましたよというようなこと、それぞれ前例になる、今もうやっておられて、こういうふう変わっていったとか、人材確保ができたというような事例を発表していただいたり、質問を受けていただいたりというようなこともしておりますので、これから介護についても併せて考えていきたいと思っております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

ぜひそういうことをやっていただいて、自分たちと同業同種の事業主が取り組んでいる姿を見て、やっぱりそれが参考になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○福井委員長

ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

1点は表の見方と、1点は質問させてもらいます。6ページなんですけれども、下の凡例のところですね、黒丸は、しまね働く女性きらめく応援会議との協働事業は黒丸、白丸は県事業単独っていうことなんだけど、この黒、白がついてる、これはどういう意味なのか。真ん中の男性の家事・育児促進事業のところに黒丸、白丸がついてて、これの意味がち

よっと分かんないことが、教えていただきたいです。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

しまね働く女性きらめき応援会議というのが、経済団体ですとか一緒にさせていただいてる会議になりまして、そこの協働事業が黒丸ということになっております。黒と白がついてますのは、その中のいろいろなセミナーですとか、協働でやっているものがありまして、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンは鳥取県とやっておりますので、これが県事業ということになります。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

また分かりやすくお願いします。

しまねのイメージ発信事業について、8ページのラジオ番組「HEARTFUL DAYS」、2,000万円ついております。その前の島根応援サイト「もっとリメンバーしまね」っていうのは、なかなかいろんな回数、そのサイトに行かれる方が少なかったということで減らされたという、これ、やめられたということなんですけど、このラジオっていうのはどうなんですか、今どれくらいの方が聞いておられるのか、どれくらいを大体目指してこれは発信されてるのかっていうのは分かりますか。

○福井委員長

岡本広聴広報課長。

○岡本広聴広報課長

「HEARTFUL DAYS」のラジオなんですけれども、なかなか聴取者数というのが把握は難しいというのが、ラジオ局から言われておまして、ラジオのほうで、アンケート調査は広聴広報課でやらせていただいています。実際、リアルに聞いておられる方もおられれば、今頃はポッドキャストとか、ラジコとかそういったもので後から聴取するということができますので、そういったところでの視聴者は結構いらっしゃるようで、アンケートでも県外の方の御意見や、また、リアルに聞いていない県外の方も聞いていただいています。この番組は毎週やっております、休みなくやっておりますので、皆さん、聴取習慣がついていただいた方は結構楽しみに聞いていただいているところで、一定の効果はあるかなと考えております。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

ありがとうございます。そういった結果をいろんな形でアンケートも取っていただいているということであれば、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。

○福井委員長

ほかにございますか。

内藤委員。

○内藤委員

私もちょっとしまねのイメージ発信事業について伺いたいんですけど、イメージを発信することは、これも一つのやり方で大切だと思うんですけど、基本的に移住・定住といたしますか、U・Iターンの促進のためのそのしまねのイメージ発信事業だと思うんですけど、U・Iターンすることにつけて、様々な補助金があると思うんですよ。国もそれにつけて国なりの補助金も出してるし、やっぱり移住・定住しよう、Uターンにしても、戻ろうという方は、現実的にはそのイメージは理解しても、他県あるいはいろんな行政体がやっていらっしゃるの、こういう補助金があるとか、様々な、特に東京から戻った場合はこういう補助金があるとかいうものがあるんですけども、そういうものを併せて発信されるともって効果的なのかなっていう、人間っていうのはどうしても、ここはまあいいところなんだけども、現実的にはこういうふうな支援があるとか、助成があるとか、そういうことも移住・定住の動機になるのではないかというふうに思います。よくネットニュースでは移住したい、あるいは結果として移住ランキングみたいなものも出るわけですけども、そういうところでも、効果として何があったかっていうと、いや、こういう助成がいただけただからとかいうのも一つの理由になっておりまして、そこら辺は、例えば山陰中央新報なんかでも、個別の名前出してよかったんかな、「いいけん、島根県」っていう大きなサイズで広告があるわけですけども、その一画にでも、こういうふうな支援があるとか、助成があるとか、こういうようなものが載ると、より現実的に考えやすいのではないかなと思うんですが、そこら辺についてはいかがなもんですか。

○福井委員長

岡本広聴広報課長。

○岡本広聴広報課長

ありがとうございます。内藤委員が言われますように、やはり補助金が受け取れるということ、定住をしよう、移住をしようというきっかけにはなるかと思えます。

こちら、イメージ発信のほうでは「いいけん、島根県」という特設サイトをつくっております、そのサイトを見ていきますと、あわせて、ふるさと島根定住財団のサイトに行けるようにしておりますので、まずは興味を持っていただいた方がずっと見ていただくと、その移住サイトのほうを見ていただくという仕組みをつくっております。また、おっしゃられた新聞広告のほうも、お盆の広告で、かなり大きく広告を出しておりますが、その下のところにもふるさと島根定住財団の補助金のほうが見られるような二次元コードとかをつけて、興味のある方はそこを見ていただけるような工夫もしておりますので、引き続き、そういったところと連携をしてやっていきたいと思えます。

○福井委員長

内藤委員。

○内藤委員

確かにふるさと島根定住財団のサイトを見ればそこにつながっていくでしょうし、多くの方はそういうふうなやり方でのアクセスがあるのではないかなと思うんですが、我々のような世代だと、ぱっと見て、あっ、こういう具体的な補助金があるんだっていうことが分かると、さらにそこから引っ張ってみようかなという気になるので、せっかくあれだけの大きな紙面を使ってのイメージ発信事業ですので、少しそういうふうな具体的な支援金とか助成金が目に触れる形で一遍に、そのためにはこういうふうな助成してるんだよって

うことが分かるようになったほうがいいのかなっていう、これ個人的な感想ですので、また、そういう意見もあるんだなということを受け止めておいていただければありがたいかなというふうに思います。以上です。

○福井委員長

しまね暮らし推進課かふるさと島根定住財団の仕事だと思うんで、やるのであれば、そこから予算をいただいてやっていただければというふうに思いますけど。ありがとうございます。

ほかにございますか、よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第58号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

そうしますと、委員会資料10ページをお願いいたします。第58号議案、令和6年度一般会計補正予算（第10号）のうち政策企画局所管分について御説明をさせていただきます。

政策企画局全体では8,245万円の減額補正で、補正後予算額は19億1,945万2,000円でございます。

内訳につきまして、11ページをお願いいたします。政策企画監室につきましては1,782万1,000円の減額でございます。主なものとして、2のふるさと島根寄附金事業費につきまして、寄附金の実績見込み等を踏まえまして645万9,000円の減額を行うものでございます。5の県政振興調査費は、年度途中の緊急的な調査事業に充てる枠予算でございます。政策企画推進費の減額など、1,060万円の減額を行うものでございます。

女性活躍推進課につきましては、3,777万5,000円の減額でございます。4の女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業費は、概要欄に記載しておりますように、出産後職場復帰奨励金などにおきまして、実績見込みを踏まえまして減額を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。秘書課につきましては、84万6,000円の減額でございます。4の秘書諸費など、実績見込みに伴いまして減額を行うものでございます。

広聴広報課につきましては、318万5,000円の減額でございます。6の広聴事業費は、知事広聴会の開催などを実績見込みに伴いまして減額を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。統計調査課でございますけれども、2,282万3,000円の減額でございます。各種統計につきまして調査実績に基づく減額を行うもので

ございます。

14ページをお願いいたします。2、債務負担行為についてでございます。11月議会でお認めいただきました男女共同参画センター管理運営事業費につきまして、説明欄に記載しておりますように、公募後の人件費や物価上昇を踏まえまして指定管理料を増額するものでございまして、限度額を1,725万円増額いたしました6億1,789万4,000円とさせていただくものでございます。なお、この債務負担行為の変更につきましては、11月議会において限度額を設定しました施設につきましては、統一的に対応させていただくものでございます。

次に、3の繰越明許費でございますが、県政振興調査費、具体的には次期島根創生計画策定事業費につきまして、390万円の繰越しをお願いするものでございます。第2期島根創生計画につきましては、今議会におきましても御審議、御議論をいただいているところでございます。執行部といたしましては今年度内に決定してまいりたいというふうに考えているところでございますけれども、計画冊子の印刷費などにつきまして、決定後の業務となるものがございまして、3月末までの業務完了が難しいことから、繰越をお願いするものでございます。繰越をいたしましても速やかに対応するとともに、県民の皆様への周知などにつきましては工夫をして行ってまいります。

補正予算案の説明については、以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第58号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第58号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表第1ページに載せております、新規に受理した請願第20号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願についてです。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

それでは、この請願について、第20号について説明させていただきます。

現状としましては、1898年、明治31年の民法により夫婦同姓が義務づけられ、民法第750条で、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称すると規定されております。1947年、昭和22年の民法改正により、男女平等の理念に基づき、夫婦は合意により夫または妻のいずれかの姓を称することができるようになりました。

2023年、令和5年の人口動態統計調査によりますと、結婚に伴い、女性の94.5%が改姓をしています。夫婦同姓を法律で義務化している国は世界で日本のみでありませ

ず。
2024年、令和6年5月31日現在において、320ある国家資格、免許等の全てにおいて旧姓使用が認められております。

世論の状況としましては、2021年、令和3年12月に内閣府が実施した家族の法制に関する世論調査によると、夫婦同姓制度等についてどのように思うかという問いに対し、夫婦同姓制度を維持すべきというのが27%、夫婦同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用の法制度を設けるべきが42.2%、選択的夫婦別姓制度を導入すべきが28.9%となっております。2024年、令和6年9月に内閣府が実施しました男女共同参画社会に関する世論調査によりますと、夫婦の名字、姓に関する制度の在り方をめぐる議論について考えたことがあるかという問いに対しまして、あるとした方が44%、ないとした方が53.2%、議論があることを知らないという方が1.9%となっております。また、結婚して戸籍上の名字、姓が変わった場合、働くときに旧姓を通称として使用したいかという問いにつきましては、使用したいという方が43.3%、使用したいと思わないという方が55.2%となっております。

次に、国における検討経過です。1991年、平成3年から法制審議会民法部会におきまして婚姻制度等の見直し審議が行われ、1996年、平成8年2月に法制審議会が民法の一部を改正する法律案要綱を答申しました。この答申を受け、法務省において、1996年、平成8年及び2010年、平成22年にそれぞれ改正法案を準備されましたが、国民各層に様々な意見があること等から、いずれも国会に提出されませんでした。

めぐる状況については以上です。

○福井委員長

ただいま、めぐる状況についてのお話がありました。

御意見等はございませんか。

角委員。

○角委員

私は、これは採択すべきという立場で御意見申し上げたいと思います。この要旨にも書いてあるんですけども、既に1996年の時点で民法改正要綱も答申されて、選択的夫婦別姓の制度ができるんだろうと、その当期待された方々も、ずっとこの間、事実婚でずっと来ていらっしゃるということもあります。今、若い人たちの中にも、聞くと、やっぱりいろんな仕事の上で、自分の旧姓で実績を上げてきて、それを継続したいということから姓を変えられないということで、事実婚のままにいる方もいらっしゃいます。

今、通称名も使用できるんですけども、私の知ってる研究者の人なんかは、そういう意味で、結婚したけど、通称名でずっと論文なんか書いてきたと。学会が海外であったときに、その通称名で登録されるんで、ホテルとか、そういうものも現地の学会で手配してくれるんだけど、ホテルに行くと、今は必ずクレジットカード提出を求められるんですよ、クレジットカードは戸籍名が書いてあるんで、そこでかなりすったもんだあって、本当に海外へ行くたびにそういう煩わしさを感じるということも聞いています。

女性がいろんな場で活躍するようになったこの時代で、やっぱりずっと自分の名前が使

用できるような状況もつくっていかないと、全ての人が旧姓をそのまま使用したいというわけではないですけど、やっぱりそういう方にとって有利な制度にしていけないといけないんじゃないかと思えます。さっきも言いましたように、本当に若い人たちの中に事実婚が非常に増えてるっていう話も聞くと、やっぱりこのことは何とか解消していかなくちゃいけないんじゃないかという思いがしてまして、ぜひこの制度の導入を求めていきたいと思っておりますので、私はこの採択をすべきだと思っております。

○福井委員長

ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

この選択的夫婦別姓制度については、本当に困っていらっしゃる方という話も私もたくさん聞いてはきております。ただ、今、先ほど課長がお話しされたように、いろんな形でアンケートを取ると、そうしたい、そうではないという、いろいろな様々な意見があるということも事実でありまして、この請願についてはあくまでも導入のための国会審議を求める意見書提出というふうになっております。

私はまだまだ国の段階で、各党もしっかりと議論をしていただきたいというふうに思っております。偏った形での導入すべきという形での議論ではなく、国民のために本当にどうなんだという議論をやっていただきたいというふうに思っております。もちろん今後、国会のほうでも議論されるということをご期待しておりますので、今、島根県議会として、そちらの方向で我々が意見書提出するというよりか、もう少し世論ですとか国会の状況を注視しながら進めていくべきではないかなというふうに思っておりますので、私は継続審査でお願いしたいというふうに思っております。

○福井委員長

ほかにございますか。いいですか。

それでは、お諮りいたします。請願第20号につきましては、継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

請願第20号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○福井委員長

挙手多数。よって、請願第20号は、継続審査と決定いたしました。

次に、文書表2ページに載せております、新規に受理した請願第21号、「昨年12月、前駐豪特命全権大使山上信吾氏と、オーストラリア在住時にストラスフィールド市公有地への慰安婦像の設置計画を阻止された山岡鉄秀氏が、「歴史戦と外交戦」という共著を出版されました。そのなかで山岡氏は、慰安婦像の設置反対意見にオーストラリア人やアメリカ人が賛同してくれた理由を、「相手方の歴史問題の土俵に乗らず、自分たちで土俵を作り戦った」と述べています。平成25年6月26日、島根県議会は「日本軍慰安婦問題が性奴隷制の問題」と書かれた請願を採択されています。この事実は「相手が用意した歴史問題の土俵に乗り」、あろうことか「相手側と共に我が国を糾弾する側に回った」と解釈できるものです。国内では政府内はもとより世論においても、性奴隷説や強制連行説は嘘であったと決着はついていません。私どもの十年間にわたる請願書に対し、「性奴隷制説」

を撤回しない理由として説得性のあるものはなく、むしろ問題発言というべきものが繰り返されただけでした。このことは議事録を見れば分かることです。このような状況の中、島根県議会は、相手方が準備した土俵から、一旦降りるべきではないでしょうか。平成25年6月26日付の“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”を採択され見直そうともしない姿勢は、道徳的劣等民族の県として、我が県の尊厳を未来永劫貶めてしまうこととなります。というのも全国の県議会レベルでの慰安婦決議を残しているのは、島根県議会だけです。よって速やかな撤回もしくは無効とされる決議を求めます。」についてです。

この請願を巡る状況等について、執行部から説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

慰安婦問題につきましては、令和5年10月5日、島根県議会において、未来志向の日韓関係構築に関する意見書を可決、その後、政府に提出されているところでございます。

今回新たに受理されました請願は、平成25年6月26日付で採択されました日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願とこれを基にして作成され政府に提出されました意見書の撤回もしくは無効とされる決議を求めるものでございますが、これは、令和5年9月定例県議会、同11月議会、令和6年2月議会、同6月議会、同9月議会及び同11月議会において受理された請願と同趣旨のものであり、その際、本委員会において請願をめぐる状況等について説明をしております。そして、その後、慰安婦問題をめぐる情勢に大きな変更はございません。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく考えでございます。

めぐる情勢については以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、私の見解を申し上げます。

御存じのとおり、今、めぐる状況の説明にもあったように、現時点においてこれまでと大きく状況は変わっておらず、この考え方を変更する状況にはないと考えます。

ついては、本請願は採択としない、不採択とすべきものと考えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

文書表6ページに載せております、新規に受理した陳情第115号、選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める陳情についてです。

この陳情をめぐる状況等につきましては、先ほどの請願第20号と同様でありますので、執行部から説明があったとおりでございます。

また、先ほど選択的夫婦別姓制度導入のための法改正を求める請願を継続審査と採択しておりますので、本陳情も継続審査と考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監（総務・政策）

では、15ページ、第2期島根県公共施設等総合管理基本方針の策定の資料をお願いいたします。これは、この基本方針が今年度末に期限を迎えますので、令和7年度以降の基本方針を策定するものであり、概要等につきましては、11月議会のこの委員会におきまして御説明をさせていただいたものでございます。

11月議会後の状況でございますが、2の（2）を御覧ください。この委員会での報告の後、パブリックコメントを実施いたしました。これに対して、資料に記載しておりますように、建物の長寿命化については、施設の維持管理費用と建て替え費用とのバランスを考慮すべきという御意見や、ZEB、これはネット・ゼロ・エネルギービルでございまして、建物において電気消費の少ないLED照明など、省エネ機器の整備で使用するエネルギーを減らすこと、それと、太陽光発電など再生可能エネルギーを利用することでエネルギーをつくること、この2つによりまして、計算上エネルギー消費量をゼロとする、そういった建物にしていくということでございますが、こうしたZEB認証取得を視野に入れた高度な長寿命化を目指すという御意見など、4件の御意見がございました。

いただいた御意見は今後の参考とさせていただくものといたしまして、基本方針につきましては、11月議会において御報告をいたしましたものを案として御報告するものでございます。

今後の方針でございますが、（3）のとおり、今年度中に方針を決定してまいりたいと考えております。また、この方針は公共施設等全体の基本方針でございますので、各施設の維持管理等は、各部局がこの基本方針を踏まえて別途策定しております基本的な方針や個別施設ごとの計画に基づきまして、適切に維持管理を実施してまいります。

続きまして、37ページでございます。島根県国土強靱化計画に係るKPIの再設定についての資料をお願いいたします。

まず、1の島根県国土強靱化計画の概要を御覧ください。この計画は国の国土強靱化基本計画を踏まえたものでありまして、河川整備などの国土保全だけでなく、行政機能、住宅・都市・土地利用など11の施策分野につきまして、国土強靱化に向けた推進方針を定めた本計画を策定しまして、おおむね5年ごとに計画の見直しを実施しているものでございます。そして、括弧内に記載しておりますように、次回改定は令和9年3月を予定しております。

また、本計画の進捗管理につきましては、施策分野ごとに島根創生計画で設定いたしま

す事務事業のK P Iを用いて実施しているところでございます。

2のK P Iの再設定についてでございますが、御案内のとおり、第2期島根創生計画の策定に伴いまして、島根創生計画につきましては、K P Iの見直しを実施しているところでございます。これを踏まえまして、本計画のK P I、本計画の目標は令和8年度となりますので8年度の目標値でございますが、これを再設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらの資料からまとめておりますのが、再設定をする指標の一覧となります。御覧のとおり、所管は他部局となるものでございますけれども、国土強靱化計画の総括は政策企画局で行っておりますので、政策企画局で取りまとめまして、本委員会に御報告させていただくものでございます。

再設定の考え方でございますが、創生計画においてK P Iの目標値、数値を見直したものは、国土強靱化計画におきましても同じ数値を目標値としております。創生計画においてK P Iの指標を見直したものは、創生計画のK P Iの指標の中から改めてこの国土強靱化計画の指標にふさわしいものをピックアップし、その指標及び目標値により再設定をいたしております。

それでは、おおむね施策分野ごとに1指標ずつ、内容を御説明させていただきます。

(1)の行政機能は、救急救助体制の整備や防災活動の体制整備などに取り組むものでございますけれども、例えば災害派遣医療チーム(DMAT)の整備数につきまして、23チームといたしております。これは、右側の再設定の考え方の欄に記載しておりますように、毎年度1チームずつ増加させていくことを目標に取り組んでいくというものでございます。

(2)の住宅・都市・土地利用は、建築物の災害予防などに取り組むものでございますけれども、例えば、住宅の耐震診断件数につきまして、年間60件として取り組んでいくものでございます。従来は、公共建築物の耐震化率を指標としておりましたけれども、指標をほぼ達成したことからこれを見直しまして、住宅の耐震診断件数を指標とし、目標値はこれまでの実績等を踏まえて設定するものでございます。

それから、下のほう、(3)の保健医療・福祉、教育は、保健医療、救助体制や社会福祉施設等の災害予防などに取り組むものでございますけれども、先ほどのDMATの整備数のほかは、これまでの指標及び目標値を維持するものでございます。

それから、(4)のエネルギー・ライフラインは、再生可能エネルギーの導入促進やライフライン施設の安全化などに取り組むものでございますけれども、例えば、上から2項目めの県営発電所の再生可能エネルギーで発電した供給電力量につきまして、施設の稼働見込みなども踏まえまして、16万8,172メガワット時とするものでございます。

次のページ、(6)の交通・物流は、道路などの輸送路の整備などに取り組むものでございますけれども、例えば上から7項目め、早急に措置を実施すべき橋梁の修繕率につきまして、橋梁の点検結果を踏まえまして、目標を70%に再設定をいたしております。これまでも橋梁の修繕率を指標としておりましたけれども、令和元年度から5年度に実施いたしました、点検結果で判明しました早期に修繕すべき橋梁数に対象を置き直して、目標を再設定するものでございます。

(7)の経済産業は農林水産基盤の強化などに取り組むものでございますけれども、防災重点農業用ため池の対策実施箇所等につきまして、実績を踏まえまして再設定したものの

でございます。

次のページでございます。国土保全是河川や土砂災害等の災害防止などに取り組むものでございますけれども、例えば2項目め、洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの策定済み市町村数につきまして、令和3年度の水防法の改正に伴いまして、ハザードマップ作成対象となる河川が全ての県管理河川となったことから、それらの河川を含めまして、洪水浸水想定区域図に基づいたハザードマップの策定済みの市町村数を指標といたしまして、目標を15市町村といたしました。

次のページでございます。(10)の横断的分野は防災組織、防災教育などに取り組むものでございますけれども、例えば自主防災組織活動のカバー率、これは全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数のことでございますけれども、実績を踏まえまして、目標値を89.1%といたしました。

今回は第2期創生計画策定に伴うKPIの再設定を行っていききたいというふうに御説明しておりますけれども、現在、国におきまして、国土強靱化実施中期計画が策定されておりますので、こうした動向にも注視いたしまして、令和9年3月に予定している次期改定値に必要な内容の見直しを行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

では、43ページ、御覧ください。しまね女性活躍推進プランの改定について説明させていただきます。

女性活躍の推進につきましては、令和元年、丸山知事就任後、庁内の横断組織としまして女性活躍推進本部を設置し、庁内の関係部局が連携して施策推進を図ってまいりました。現行のしまね女性活躍推進プランは、女性活躍100人会議等での様々な地域、様々な分野の方々から幅広くいただいた御意見、御指摘を基に、推進本部でこれらを検討し、令和2年に島根創生計画及び総合戦略アクションプランに併せ、策定したものであります。毎年、アクションプランに併せ、年度版は作成しておりますが、このたび第2期島根創生計画及び総合戦略アクションプランの策定に併せ、2025年から2029年度の改定をするものでございます。

このプランにつきましては、46ページのほうになりますが、この目次のとおり、第1章から第3章で構成をしております。このプランの主な変更内容としましては、43ページに戻りますが、2番のプランの主な変更内容、(1)から(3)となります。ちょっとこれだけですと分かりにくいですので、プランの中で説明させていただきます。

48ページ、第1章、島根の女性を取り巻く状況につきましては、次のページになりますが、令和6年の県政世論調査の結果、働き続けやすいと感じる女性の割合ですとか、令和5年人口動態調査による合計特殊出生率の数字等を更新しております。その続きに、グラフ等を載せております。

次に、第2章、52ページから、あらゆる分野での活躍推進につきましては、54ページになりますけれども、(イ)の、女性一人ひとりの希望に応じた就業や起業の実現というところと、3ポツ目、農林業への女性の就業を促進するための就労環境の改善に向けた

取組の支援、これをこちらに追加しております。

また、55ページからの第3章、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり、これにつきましては、58ページに飛びますけれども、アクションプランに基づく取組の中、(エ)放課後児童クラブへの支援の中の2つ目のポツ、夏休み等長期休業期間中の一時預かりの実施の支援を追加、それから4ポツ目、放課後児童クラブ育成支援機能の向上を図るため、体験等の主体的な遊びの実施を追加しております。

59ページからの2、子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくりでは、次のページに移りますが、(イ)子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実として、5ポツ目になりますけれども、「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業等を対象として、人材育成研修や就労環境の改善に取り組む企業を支援することを追加しております。

次の61ページに移りまして、上から2ポツ目、時間単位の年次有給休暇制度や短時間勤務制度などを導入して、子育てや介護と両立しやすい柔軟な働き方ができる環境を整える事業所を支援、これを追加しております。そして、4ポツ目の介護休業制度の両立支援制度と介護サービスを適切に利用することで、離職することなく働き続けることができる環境づくりに向け、企業向けのセミナーの実施や県民への周知、これを追加しております。

62ページ以降につきましては、参考として、令和7年度の女性活躍の推進事業の一覧と、令和6年度の女性活躍の100人会議の実施状況、それから、最後に、資料といたしまして、女性を取り巻く現状ということで各データを掲載させていただいております。

今後もプランの実現に向け、各部連携を取りながら施策を進めてまいります。

しまね女性活躍プランの改定については以上です。

○福井委員長

ただいま丁寧な説明がありましたが、質疑等はございませんか。

五百川委員。

○五百川委員

国土強靱化について、井手政策企画局長にちょっと考えを聞きたいんですけども、国土強靱化っていうのは、要するに日本の国土を強靱化していくってことなんだね。予算なんかのつき方とか向こうの言っている要件を見ると、基本的にナショナルミニマムとか、都会と地方との格差是正とか、そういう感覚は全くうたっていないんですね。結局どうかといたら、今の日本がいいのかどうなのか、地方から考えたときに、もう明らかに東京一極集中の弊害が出てるし、また、我々も、もうもたないところへ来ているわけですよ。けれども、今のこの国土強靱化は、今の日本の状態というものを堅持していく。だから、要するに都会とちょっと格差是正なんか全くないんだよね。我々が本当に今一番悩んでるのは、都会と地方との格差是正であり、医療とか教育のこの格差ですよ。ナショナルミニマムっていうものが欠けてる。そういうことを考えたときに、ただ、これ、予算の問題があるから、これはこれでいくしかないだろうけども、このままやったら、今のまを維持していく部分と、若干は強化していく部分があるだろうけど、基本的には、今の人口からしてね、いわゆるパワーバランスっていうものが変わらない状態を要するに国民がオーケー出してるということになると思うんですよ。やっぱり、あれだけ我々も都会と地方との格差是正というようなこともうたってるわけだから、ただ、これを取りあえず向こうからメニュー

として出したのはしようがない、こっち側としても何らかの形で、そこに今の我々が本当に苦慮してる部分を少しでも埋められるような、そういう考え方を持たないと、このままどんどんどんどん行くと、恐らく東京が人口は過密になってだね、ここがいわゆるパンニック状態になる前に地方から沈んでしまうと思うんですよ、地方が先。そういう国家論がないんですよ、今、国に。だから、せめて、沈みかけてるところが、これじゃ困るんだということをもっとね、この前、本会議で意見書も出したけども、そういうものじゃなくて、本当にこういうふうな具体的なことが出たときに、やはり島根県として言うことも言わないかんし、もう一つは、島根型で何とかする手だてはないのか、そういうことを考えていく必要があると思うんだけど、どう思う。

○福井委員長

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

御質問ありがとうございます。東京一極集中の大きな問題、そして、東京に限りませんが、大都市圏と地方の格差の是正の問題、そして、ナショナルミニマムがおろそかになってるんじゃないかという大きな問題でございまして、そのことにつきましては、一つは、知事も個別に発信をしておりますし、また、こういった大きな問題は国をとにかく動かすというか、動いてもらわないかんということでありまして、そうすると、求める側も数で勝負というか、言ってみれば、知事会とかああいったところでもって強力求めていくということですし、県議会におかれましては、先ほどお話しいただきました意見書も出していただくということでもありますので、大きな問題につきましては、あらゆる場面で県としても訴えかける、かなりトーンも上げて訴えかけていかなければならないというふうに思っています。

おっしゃいますように、このままずるずると行ってしまうと、知事もよく言いますが、島根県っていうのは47のうち、実質47番目の県でありますので、真っ先に沈んでいくという、これは大きな危機感を持って、我々自身もそういった国に対して臨むべきでありますし、こういった、島根県だけではありませんので、地方がもうとにかく地方を挙げて、あるいは国民が、多くの国民に御賛同いただいて、とにかく格差是正をしなければ、日本自体が沈むなど、なくなるなというふうな意識につながるように、いろんなやり方があると思いますけれども、とにかく意識をして臨まないといけないと思っています。

そして、全体もそうですし、あと、個別にこういった国土強靱化、今回ありますけれども、そういった中でも、具体的な配分の問題でもってより多くの配分をいただいて、実質的に県内の整備を進めていくということもございしますが、基本的な考え方を伝えるべきところは個別にでも伝えていって、国として国土強靱化においても格差是正といったものをよく考えていただきたいということを申し入れないといけないなというふうに思っております。

これも、五百川委員おっしゃいますように、とにかく大きな問題でございまして、言ってみれば、一刻の猶予もない問題だと思いますので、これまで以上に、知事をはじめとしまして、いろんな場で訴えかけてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

ただ、今、国土強靱化の予算の政策基準なんかがもう限定されてますよね。だから、それを、どこか他町村の自由財源が取れる形を取って、そこでいわゆる地方がね、特に困っているところ、そういうところへ金が使えるような、そういう部分を持たせなくちゃいけないのではないかと思うんですよ。地方もそれぞれ違いますからね、事情が。そういう面では、もっと自由財源をこの今の国土強靱化の中に入れる必要があると思うんだけどね、そういうことを要望すべきだと思うけど。

○福井委員長

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

島根県の実情を考えました、そういった手法が取られるべきでありますし、ちょっと国に対する要望としては検討させていただきたいと思います。

○福井委員長

よろしいですか。

五百川委員。

○五百川委員

はい。

○福井委員長

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

女性活躍推進プランについてですけども、今回、島根創生計画ができたことに併せて、いよいよ見直しを図られたということなんですけども、このプランの最後のほうに数値が載せてあって、やっぱりまだまだ数値的に全国よりも低いところがいろいろと見られます。島根創生計画でも若い人たち、特に女性の人口流出が大きいということが人口減少の大きな要因だと言われてる中で、女性が活躍できる場、そして女性の地位が、男性と同じように働いて、同じような賃金がもらえるとか、そういうことがやっぱり求められていると思うんです。こういう数値を出して、庁内にも女性活躍推進本部もつくられていますので、これは政策企画局だけが取り組むことではなくて、全庁を挙げていろんな分野で取り組まなければいけないことがあると思うんですけども、そういった意味で、女性活躍推進本部でこうした数字をしっかりと把握して、何にどうやっていくか、島根創生計画もできたところではありますけども、やっぱりこういう視点も持って取り組んでいってほしいと思うんですけども、その辺のお考え方をお聞かせください。

○福井委員長

田邊女性活躍推進課長。

○田邊女性活躍推進課長

ありがとうございます。毎年毎年、総合戦略アクションプランであります。この女性活躍推進プランも見直してございまして、各部と調整をしながら、このプランもつくっております。女性活躍推進本部会議も各部長が出席して、それぞれ話し合いをしておりますので、今後ともしっかりと連携を取ってやっていきたいと思っております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

女性の人口流出を止めるという意味でも、女性の活躍できる場をつくっていくっていうことが、言われてるように、やっぱり男性も活躍できる場につながっていくと思うんで、男女が共に働きやすい、お互いが尊重し合って活躍できる場づくりに取り組んでいくことが大事だと思っていますので、よろしく願いいたします。

○福井委員長

ほかにございますか。

森山委員。

○森山委員

角委員の御質問に関連して、この女性活躍推進プランなんですけども、総花的にいろんなことが書かれていて、それはそうかなというふうに思ったんですけども、このプランも含めてなんですけども、もしかしたら女性活躍推進の全体の中で、何を、どういう未来とかビジョンを目指すかみたいなのところをもっと語られるといいなというふうに思いました。というのと、意見で、結局何かこのプランを通じて、現状を踏まえて、いろんな施策は並んでいると思うんですけども、何をこう、どういう変化をつくっていくことが一番このビジョンに対しての跳ね返りになるのかとかいうか、どの変数を変えていくことが島根県が目指すこの女性活躍につながっていくのかっていうことをどういうふうに考えているのかっていうところが、それによって施策の濃淡みたいなものが多分ついていくと個人的には思ってます、その辺りをどういうふうに考えて、このプランをつくられたのかみたいなのところをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○福井委員長

どなたが答弁されますか。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

様々な御意見いただきまして、ありがとうございます。女性活躍推進プランですが、島根県の場合は、働いていらっしゃる女性の方がとても多い、でも、働きやすいと感じる女性は少ない、そういったことで、何がこの女性の心理的な、あるいは現状の要因になっているのかということをお伺いし、令和元年度、様々に100人会議などで女性の方々からも御意見もいただきましたし、女性活躍推進本部会議を複数回開催して、庁内で持てる施策、どういったものがあるのか、それから何をつくり込んでいかなきゃいけないのかということも話をしながら、現行のプランをつくっております。現行のプランがありますので、今回改定いたしますプランは、なかなか大きな変化ということができておりませんが、目指す姿としては、やはり男性も御自身の人生の選択として、ワーク・ライフ・バランスといえますか、仕事も生活も充実させていかないといけませんし、そうすると、恐らく一番ネックになっているのが長時間労働であったり、そういったところの働き方を男性も女性も見直して、生活にシフトしながら、企業も業績を上げていかないと存続できませんので、企業も業績を上げながら、社員も働きやすい、そういった会社をどうやって増やしていくのかというところが、私どもも日々悩みながら、いろんなお話を聞く、成功事例も聞く、

だけでも、なかなかできないっていうお声も聞く。成功されるところのお話を聞くと、本当にこの会社これからどうやっていったらいいんだろうかという苦しみの中で、いろんな事例を聞いたり、勉強をしたり、そんな中でやっぱり社員を大事にしていく、それで社員がモチベーションを持って、しかも定着もしていく、これで会社の業績が上がっていったっていう、そういう話をお聞きします。そのために、そういった意識に、経営者の方、管理職の方になっていただく。そのための新しい例えば制度を、先ほど導入というような話もありましたけれども、手間がかかりますが、制度を入れていただいたり、業務の効率化をして、なるべく時間外も少なくしていく、こんなことも同時にやらなければいけないんだろうなと思っておりまして、こういうところが非常に、目指す姿はそうなんですけれども、なかなか施策として一遍に解決するのが難しい、そんなふうに思いながらプランをつくっているところでございます。

目指す姿としては、今申し上げたように男性も女性も、今、女性のほうがどうしても家庭的な責任といいますか、ずっと押しかかっていますので、なかなか地域に出て活動ができない、仕事でも思い切り活動ができない、そういったところが女性の働きにくさということにも、活動のしにくさにもつながっておりますので、そういったところがまず解消する、そのためには、男性も家に帰って家事をすべき、育児をすべき、そういった気持ちになっていただきたいですし、そのためには、まず実働的に会社のほうが早く男性の社員も解放して、生活の方にシフトさせる、そんな環境をつくっていく、それをいろんな関係者の方の御意見も聞きながら、つくり上げていきたいと思っております。

十分ではありませんが、今後も引き続き取り組んでまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。現状と施策、今伺いすると、やっぱり働きやすいと感じている女性が40.9%とか、家事とか育児、介護の負担割合が女性が多いっていうことを一番変えていこうとされてるのかなっていうふうに感じました。そういう中で、現状とつくりたいビジョンみたいな、未来の姿みたいなものの埋め合わせるものが施策や事業だと考える中で、今のプランって、どっちかっていうと、現状があって施策が並べられてるっていう中で、一部、女性を取り巻く状況っていうところで現状整理がされてると思うんですけど、その現状を踏まえた上で、どこを目指すのかっていうことを、ぜひ周藤女性活躍推進統括監含めて、このビジョンを語っていただきながら施策を進めていただきたいなというふうに思って、現状のモグラたたきの形じゃない、未来を見越した事業設計とかビジョンを、他部局にまたがるものだと思うので、そのこういう未来をつくっていくんだというビジョンが一番大事ななというふうに思ったんで、その旗印となるようなものをこのプランを推進する上で掲げていただいただけると、既にお分かりだと思うんですけども、そこが分かりやすく全部局に共通するものとして見えるようにしていただくと、さらにもう一段進んでいくのかなと感じました、中身のところは特にはないです。以上です。

○福井委員長

ほかにございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、以上で政策企画局所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○福井委員長

それでは、これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

篠野総務部長。

○篠野総務部長

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめまして、委員の皆様方におかれましては、日頃から総務部の所管事項につきまして御指導をいただきましてありがとうございます。

はじめに、今回提案いたしました令和7年度当初予算でございますけれども、エネルギー価格、物価高騰と島根創生の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図ることとしております。あわせまして、令和6年度、今年度の11月補正ですとか、令和7年当初予算と一緒に提出させていただいてます2月補正においても、国の施策、財政支援を踏まえまして、国土強靱化対策など、切れ目のない予算編成をしているというところでございます。

また、去る2月22日に開催いたしました第20回竹島の日記念式典でございますけれども、今井内閣府大臣政務官、領土議連の新藤会長、各党国会議員の御出席をいただきまして終了しましたこと、関係者の皆様には感謝申し上げます。

今後も政府に対しまして、国際司法裁判所への単独提訴を含めた外交交渉の新たな進展、政府主催によります竹島の日式典の開催ですとか、竹島の日閣議決定、そして、政府によります隠岐の島町への啓発施設の設置などを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

本日でございますけれども、総務部からは条例案5件、そして一般事件案2件、予算案9件、報告事項2件を説明させていただきたいと思っておりますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された総務部に係る議案は、条例案5件、一般事件案2件、予算案9件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第23号議案、第24号議案のうち関係分及び第25号議案から第27号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

栗原人事課長。

○栗原人事課長

私のほうから、条例案5議案について御説明をさせていただきます。

まず、第23号議案、島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。資料は1ページになります。

まず、吏員恩給条例について、簡単に御説明いたします。昭和37年12月1日以前、現在の地方公務員等共済組合ができる前に退職した地方公務員等を対象として支給する年金制度です。

年金の区分につきましては、1の提案理由の部分に記載しておりますけれども、現在はあまり聞くことのない用語だと思われそうですが、簡単に説明させていただきますと、退隠料、これは退職された職員に支給される年金、それから増加退隠料、こちらのほうは、公務により障がいを負った場合に退隠料に追加して支給される年金、3番目の扶助料、こちらのほうは、受給対象者の遺族に対して支給される年金。この3種類がございます。現在の受給者については、数名程度というふうになっている状況でございます。

次に、2の法改正の内容のところですが、経緯といたしましては、ちょっと順番が入れ替わりますけれども、(2)のところ、令和4年の6月に刑法が改正されております。これに伴って、(3)のところ、国の恩給法が改正され、その例に従って、県の恩給条例についても改正するというところでございます。

具体的な内容につきましては、2の(1)のところに記載しておりますけれども、恩給を受給している人が犯罪を犯して、刑の執行が猶予されていると、これ、非常にまれなケースでございますけれども、執行猶予期間中は恩給の支給を受けられますけれども、執行猶予が取り消され、刑が執行される状況になったときに、本来はここで支給を止めるべきということなのですが、今回の刑法の改正によって執行猶予期間の考え方が変わりました。これによって、支給を止められないという不都合が生じるものですから、これを解消するための改正となっております。

最後に、説明資料の4のところ、施行期日については、改正刑法の施行期日と合わせて7年の6月1日とさせていただきます。

続きまして、第24号議案、職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。資料は3ページとなります。

今回の条例改正は、国の法律改正に伴う改正となります。1の提案理由のところに記載しております法律の改正が行われました。

主な改正内容としましては、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするために、各種措置を盛り込むことが内容となっております。これに関係する県の条例4本について一括で改正を行うものです。改正する条例のうち、総務部所管条例については、下線が引いてございます3つ、(1)職員の勤務時間に関する条例、それから、(2)職員の休日及び休暇に関する条例、それから(3)番目、職員の育児休業等に関する条例、この3本でございます。

これらの条例の改正内容でございますけれども、1つ目は、(1)の勤務時間に関する条例の一部改正。現在3歳に満たない子のある職員については、この子を養育するための

時間外勤務の制限を請求することができます。このたびの法改正に伴って、表に記載しているとおりでございますけれども、対象となる子が小学校就学の始期に達するまでの子に拡大されたために、県の条例においても同様の改正を行うものです。

2つ目は、(2) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正、こちらについては、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等として、家族の介護を申し出た職員に対する両立支援制度の個別の周知、または意向確認、それから、40歳に達した職員に対して両立支援制度等の周知、最後が、研修の実施、相談体制の整備など、両立支援制度等を利用しやすい環境の整備を行うものが内容になっております。

次のページを御覧ください。3つ目は、(3) 職員の育児休業等に関する条例の改正です。これは、このたびの法改正により、条例で引用する条項について条ずれが生じたために改正するものです。

4番、施行期日については、改正法と同じく、令和7年4月1日としております。

続きまして、第25号議案、資料は5ページとなります。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、令和6年10月の人事委員会勧告を受けて、職員等の給料及び諸手当について所要の改正を行うものです。昨年10月に人事委員会から県内民間給与との均衡を図る令和6年分の改定、それから国に準じたR7年度からの制度見直し、この2つの内容が勧告されたところでございます。このうち令和6年分の主な改定につきましては、昨年11月議会で条例改正をさせていただいているところでございます。

今回提案いたしました条例は、令和6年分の改定のうち、国の一般職の給与法がまだ改正されていなかったことによって、11月議会で条例改正できなかったもの、それから先ほど申しましたR7年度からの制度見直し、こちらについて改正を行うものとなっております。

それでは、2番、改正内容について御説明いたします。少し項目が多くて、説明が長くなって申し訳ないんですが、1つずつ説明をさせていただきます。

(1) 給料表についてです。人事委員会の勧告どおり改正を行うもので、内容を行政職給料表の場合で御説明いたしますと、まず、係長級、3級から本庁課長級、7級について、給料表の初号、一番はじめのところ、下のところの近辺の号給をカットして、各級の初号の給料月額の上上げを行うもの。それから、本庁次長級、これは8級、本庁部長級、9級については、各号の初号の額を上上げつつ、職務の級間の水準の重なりを解消して、職責重視の給料体系に見直しを行うものというふうになっております。

それから、(2) でございます。昇給制度についてです。行政職給料表8級以上の職員については、国に準じて職責重視の給料体系に見直すことに併せて、給料表の各号給の構成をくくり化されます。例えば、行政職給料表、9級でいきますと、現行では1号給から41号給までとなっているものが、今回の改正で1号給から9号給までという構成になります。これに伴って、昇給については国に準じて、人事評価の勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合に限り、実施することに見直すこととしております。

続いて、(3) 初任給調整手当についてです。これは、国に準じて医師、歯科医師の初任給調整手当を令和6年4月に遡って改定するものですが、11月議会時点では国の一般職給与法が改正されていなかったために、このたびに改正するものです。

それから、（４）扶養手当についてです。現行制度では配偶者に係る手当が行政職８級以下の職員に支給されているところがございますけれども、これを廃止して、子に係る手当の月額を１万３，０００円に引き上げることとして、段階的に見直しを行います。

（５）地域手当についてです。級地区分及び支給割合を国に準じて段階的に見直すものです。

（６）通勤手当については、手当の支給限度額を月額５万５，０００円から１５万円に引き上げて、これまで２分の１支給となっていた特急・急行列車等の特別料金等をこの限度額の範囲内で全額支給するように見直しを行います。

（７）管理職員特別勤務手当についてです。平日、臨時それから緊急的な勤務については、これまで午前零時から午前５時までを支給対象としていましたけれども、午後１０時から午前零時までの間に勤務した場合についても支給するという拡大をすることによってございます。

それから、（８）再任用職員の手当について、こちらは医療職給料表１の適用者、こちらは医師と歯科医師になりますけれども、こちらの地域手当、住居手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当を新たに支給することとしております。

（９）任期付研究員及び（１０）特定任期付職員の給料月額についても、令和６年４月に遡って改定するものがございます。そのほか、期末手当の支給月数を引き上げるとともに、特定任期付職員については業績手当を廃止、勤勉手当を支給するということになっております。

最後に、３番、施行期日についてですが、令和６年分の改定であります（３）、（９）、（１０）のイについては令和６年の４月１日から、（９）及び（１０）のイについては、６年の１２月１日から適用することとしております。これら以外の制度の見直しについては、令和７年の４月１日から施行するというようにしております。

続きまして、第２６号議案、職員の退職手当の支給に関する条例を改正する条例でございます。この条例は、雇用保険法の改正により、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴って、国家公務員に準じて所要の改正を行うものです。

２に記載しておりますとおり、公務員については、退職手当が雇用保険の失業等給付に相当する額に満たない場合、これはなかなか想定が難しいと思いますが、該当となるケースとしましては、特に雇用期間の短い方、例えば育休代替職員さんですとか、任期付職員さんですとか、そういう方が対象になります。雇用保険法に準じて、失業者の退職手当として、基本手当や就業促進手当などに相当する額を支給しているところがございますけれども、雇用保険法が改正されることを受けて、この失業者の退職手当の受給資格要件について改正を行うものがございます。

３の改正内容について、（１）を御覧ください。雇用保険法では、失業者の再就職の援助・促進を目的に、早期に再就職をした者に対して就業促進手当というものが支給されています。この法の改正によりまして、この表にまとめておりますけれども、就業促進手当のうちの就業手当については、これは支給実績ですとか人手不足の状況下において、安定した職業への就職を促進していくことが求められること、そういったことを鑑みまして、令和７年４月１日から廃止するというようにされたものです。これに伴って、国家公務員の退職手当法も改正され、県においても就業促進手当に相当する失業者の退職手当の受給

資格要件について、「残業に就いた者」から「安定した職業に就いた者」に改正を行うものです。また、雇用機会が不足していると認められる地域に居住する者に対する給与日数の延長措置についても国に準じて改正を行うものとしております。これらについて、令和7年4月1日から改正するというものでございます。

続いて、第27号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。今回、既存の手当額の見直し、それから、組織改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容を御覧ください。昨年10月に鳥インフルエンザが発生したところですが、防疫作業等従事手当について、蔓延防止のための殺処分等が必要となる、鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱について、その防疫作業の特殊性を改めて評価し、国に準じて手当額を改正することとしております。それから、環境衛生検査業務の従事手当についてですが、令和7年度からの組織改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。

これらについて、7年の4月1日からの施行をすることとしています。

説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

条例案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第23号議案、第24号議案のうち関係分及び第25号議案から第27号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第23号議案、第24号議案のうち関係分及び第25号議案から第27号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からいたしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

次に、一般事件案の審査を行います。

第50号議案及び第56号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

今岡行政改革推進室長。

○今岡行政改革推進室長

それでは、資料の9ページを御覧ください。第50号議案、包括外部監査契約の締結につきましては、毎年度御審議いただいているものでございまして、地方自治法に基づき、知事と包括外部監査人との令和7年度の契約を締結するものでございます。契約の金額は1,241万4,000円を上限とし、契約の相手方は弁護士の中井洋輔氏でございます。以上でございます。

○福井委員長
原営繕課長。

○原営繕課長

資料の10ページを御覧ください。第56号議案について、契約の目的である工事名については、島根県営住宅（松江市湊北台団地新1号棟）建設（建築）工事です。契約金額は23億8,700万円となります。契約の相手方は、松江土建・カナツ技建工業・まるなか建設特別共同企業体の3社の特別共同企業体となります。代表者は、松江市学園南二丁目3番5号、松江土建株式会社、代表取締役社長、平塚智朗です。構成員のほうは、カナツ技建工業株式会社及びまるなか建設株式会社です。

下のほうの表に行きまして、工事場所は、松江市湊北台団地内です。工期は、島根県議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付したことが確認したその日の翌日から、令和9年2月26日までです。工事の概要ですが、県営住宅の新築工事となります。住宅棟が74戸、鉄筋コンクリート造8階建て、延べ面積6,154.14平方メートル。附属舎のごみ置場が2棟ございまして、鉄骨造の平家建、延べ面積の合計が19.44平方メートル。その他、外構一式、それからエレベーター設備工事1基、定員13人乗りがございまして。

参考までに、仮契約日は令和6年12月27日となっております。以上です。

○福井委員長

以上、説明がありました。質疑等はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

一般事件案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第50号議案及び第56号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第50号議案及び第56号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。令和6年度補正予算に係る第1号議案については、関連するため、併せて説明を受けたいと思います。

なお、第1号議案の採決については、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第4号議案、第5号議案のうち関係分、第6号議案及び令和6年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

土江財政課長。

○土江財政課長

それでは、資料の14ページをお願いいたします。

第3号議案、令和7年度一般会計当初予算の歳入について御説明いたします。

令和7年度当初予算は、エネルギー価格・物価高騰対策と島根創生の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図る予算として編成しております。表の一番下の欄を御覧いただきますと、合計は4,719億円余で、対前年度比102億円余の増となっております。

このうち、主なものについて上から順に説明いたします。

まず、1の県税は個人県民税や法人事業税の増などにより、47億円余の増となっております。5の括弧の中、臨時財政対策債を含む地方交付税につきましても、県税など基準財政収入額の増などによる減要因がありましたが、人件費の増加に対する措置がされたこともあり、5億円余の増となっております。

次に、9の国庫支出金につきましても、物価高騰対応重点支援地方創生交付金などの増がありましたが、公共事業に対する補助金の減などにより、1億円余の減となっております。

12の繰入金は、公立学校の情報機器整備事業基金繰入金の増などにより、31億円余の増となっております。このうち減債基金につきましても、臨時財政対策債の償還のために国から措置された地方交付税を基金に積み立てておりますが、その取崩しの増により4.9億円余の増額となっております。また、財政調整基金につきましても、島根原子力発電所2号機の再稼働に伴い増額となります核燃料税収入について、今年度の2月補正予算で5億円の積立てを行い、そのうち4.5億円を当初予算で取り崩すため、この分が前年度からの増額となっております。

次に、14の諸収入でございます。中国電力からの原子力関係業務人件費負担金を新たに収入することなどによりまして、7億円余の増となっております。

最後に、15の県債は、括弧の中が臨時財政対策債の除く部分でございますが、ここを見ますと、防災情報システムの整備などにより、2億円余の増となっております。

続きまして、ページを戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

当初予算と関係します第1号議案、2月補正予算のうち、2月13日提案分の歳入について御説明いたします。

この補正予算は、国の経済対策のための補正予算を活用した国土強靱化対策のほか、早急に対応すべきものについて措置しておりまして、表の下の合計のとおり、198億円余の増となっております。主な内容としては、5の地方交付税が25億円余、9の国庫支出金が104億円余、15の県債が65億円余の増となっております。

私からは以上でございます。

○福井委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、歳出について、資料の15ページをお願いいたします。

はじめに、第3号議案から第6号議案につきまして御説明いたします。

令和7年度一般会計予算、歳出のうち総務部関係分は総額で1,221億6,600万円余、前年度と比べ、19億5,000万円余の増額としております。特別会計は後ほど御説明いたします。

16ページに総務部の主要事業の概要を記載しております。1の竹島領土権確立対策事業は、竹島の日を定める条例の趣旨を踏まえ、問題解決に向けた国民世論の喚起を促す取組として竹島問題に関する調査研究などを実施するものです。

2の高等教育の負担軽減は、県立大学及び県内の私立専修学校で修学する低所得世帯の学生などに対し、入学科及び授業料の免除による支援を行います。

3の私立学校教育条件維持向上事業は、島根で学ぶ生徒を増やすため、私立学校が実施する生徒確保の取組を支援するものです。①は家庭の教育費負担を軽減するため、国の就学支援金制度に上乗せして支援するもの、②は私立学校の魅力化や特色化につながる施設や設備の整備を支援するもの、③は私立専修学校が生徒確保のために実施するオープンキャンパスなどの取組を支援するものです。

17ページ、4の県有施設長寿命化推進事業は、県有施設の長寿命化を図りながら、施設修繕費を平準化するため、計画的な修繕を実施するものです。

続きまして、各課で予算額の大きい項目や変動の大きい項目について御説明いたします。

18ページ、総務課です。20の公立大学法人島根県立大学運営支援事業費は、大学運営に必要な経常的経費、修繕経費等を交付するもので、エネルギー価格・物価高騰への対応として、光熱費等の増嵩分に対する支援を上乗せするほか、給与費の改定などにより、昨年度よりも増額しております。

21の島根県立大学授業料等軽減事業費及び、次の19ページになりますが、25の私立学校就学支援事業費のうち私立専修学校授業料等軽減事業は、国の修学支援制度において多子世帯への所得制限の撤廃や支援額の拡充が図られたことにより増額しております。

もう一回、18ページに戻ります。23の私立学校経営健全性確保事業費の私立学校振興費補助金は、生徒1人当たりの補助単価について国の基準単価と同額の水準を確保するとともに、エネルギー価格・物価高騰への対応として、光熱費の増嵩分に対する支援の上乗せをしております。

19ページをお願いします。25の私立学校就学支援事業費は高等学校等奨学のための給付金事業につきましては、非課税世帯第1子の高校生などへの支援額を拡充しております。

20ページ、人事課です。3の人事管理諸費は、産休・育休等代替職員の報酬及び期末勤勉手当支給月数の改定に伴う増額、6の行政改革推進費は、人材育成、職員採用に係る業務の拡充による増額、11の新人事給与システム運営費については、給与管理システムの運用延長に係る基盤等の調達に伴う増額となっております。

21ページ、財政課です。2の財政調整費は、R6当初で要求していたエネルギー価格・物価高騰対策に機動的に対応するための10億円の枠予算設定がなくなることによる

減額、9の元金償還金につきましては、一般会計から公債管理特別会計へ繰り出すもので、一部の県債への償還開始により増額となっております。また、債務負担行為として、他の地方公共団体と共同して地方債を発行するために必要な元利償還に係る連帯債務について、今回、設定をお願いするものです。10の利子償還金は、利率の上昇による増額となっております。

22ページ、税務課です。各種交付金や精算金など、税収見込みに連動した増額となっております。6の税務総合オンライン事務費は、システム改修経費が減額となっております。

23ページ、管財課です。5の県庁舎等管理費及び24ページの10の合同庁舎等管理運営費は、エネルギー価格・物価高騰に伴う光熱費の増嵩分を措置しております。24ページ、9の県営建物維持管理費は、県庁舎をはじめ、各地区の庁舎管理業務などについて複数年に渡る契約を行うため、債務負担行為をお願いするものです。11の県庁舎等整備事業費につきましては、国民スポーツ大会、全国障がい者スポーツ大会の開催に当たり整備する黒田庁舎が今年度で建設完了し、R7年度は庁舎建設による周辺への影響を確認するための工損整備費のみを計上しているため、減額となっております。

25ページ、情報システム推進課です。2の電子県庁推進事業費は、職員が使用するパソコンのOSの移行完了による減額、3の行政情報通信基盤整備事業費については、黒田庁舎建設に係る回線工事完了による減額、6の職員の働き方改革環境整備費につきましては、AIの活用やテレワークなど、職員の働き方改革を進めるための環境整備を行うものであり、RPAの運用効率化を図ったことによる減額となっております。

続いて、下段の総務事務センターです。2の総務事務集中処理費については、更新予定車両が昨年度より多くなることから増額となっております。

26ページ、特別会計です。公債管理特別会計の歳出は、令和7年度は総額920億8,600万円余で、借換債の発行の減により、前年度と比べ101億3,700万円余の減額、下段の証紙特別会計は、令和7年度は8億1,800万円余で、インターネットによる申告の伸びなどの影響により、前年度と比べ、4,700万円余の減額としております。

27ページ、総務事務集中処理特別会計は、令和7年度は総額で119億7,400万円余、会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当支給月数の改定などにより、前年度と比べ、8億5,500万円余の増額としております。

資料が戻ります、12ページをお願いします。第1号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号）、歳出のうち総務部関係分は総額で17億6,900万円余の増額としております。13ページに内訳を記載しております。財政課の財政調整費はエネルギー価格・物価高騰対策調整費について減額をするものです。また、減債基金積立金につきましては、国の補正予算において臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための財源として地方交付税が措置されたため、減債基金に積み立てるものです。

説明は以上です。

○福井委員長

説明のありました当初予算と関連する補正予算について、質疑等はございませんか。

角委員。

○角委員

今、国のほうで、高校授業料の無償化が議論されているわけですが、ほぼ無償化が進むという方向に行ってるんですが、もしこの法律が成立した場合、私学への助成っていうのはここから大きく変わると思うんですが、それは今どれぐらい見込んでいらっしゃるのか、お聞きいたします。

○福井委員長

井上私学・県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

まず、就学支援金ですけど、この制度は私立高校生に対する支援になっておりまして、財源は全て国費となります。現在、約910万円未満世帯に対して月額9,900円、年額で11万8,800円が支給されております。私立高校には加算制度がございまして、年収約590万円未満世帯に対しては月額2万3,100円が加算されておりまして、年額39万6,000円が支給されております。

今回、就学支援金の拡大につきましては、令和7年度につきましては、全世帯を対象とする支援金、11万8,800円の支給について、収入要件が撤廃されます。これにつきましての影響額が、令和7年度当初予算ベースで申し上げますと、人数が660人増えて、増加額は7,600万円ぐらいと見込んでおります。

○福井委員長

角委員。

○角委員

学校によってこの授業料っていうのは違うと思うんですが、今の現在の授業料を見込んでこの数字が出てるんでしょうか。

それと、都市と地方で随分授業料、私立は違うと思うんですが、島根県の平均と、それから最高額と最低額と、分かれば教えてください。

○福井委員長

井上私学・県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

先ほど申しあげました金額は、現在の私立高校の授業料を考慮した金額となっております。

それから、県内の私立高校10校ございますけれど、平均額は年額で42万6,000円です。最高額は年額で50万4,000円です。最低額は年額で39万6,000円となっております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

すみません、ありがとうございます。そうすると、今の四十何万円ですかね、年間の助成支援金っていうのは。そうすると、そこから外れる、幾らかはその支援金よりも払わなくてはいけない人も出てくるというふうに思っていればいいわけですね。

○福井委員長

井上私学・県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

令和8年度になりますけれど、今の予定ですと年額45万7,000円まで上がることになります。それを超える授業料を取っている県内の私立高校は2校ございます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

すみません。これは全て国費で補填されるんで、県の財政的には何ら影響はないわけですが、これはここで言うのか、教育委員会のほうに言ったほうがいいのか、授業料がこうやって無料になったときに、私立学校への入学生が増えて、県内の公立学校の入学生が減るのではないかなというふうなことも心配されます。私立へ通う皆さんは経済的に本当に助かることではありますけども、教育委員会でも言わなきゃいけないかもしれませんが、やっぱり公立高校へしか行けない子どももたくさんいますので、そういったときに、その学校、公立高校へ行けるのはいいんですけど、そういう生徒が減って、学校の存続が危ぶまれるようなことになる、ちょっとどうなのかなというところもあったりするんで、今後、その辺りの高校教育について、私学と公立との、どういうふうに県として、進学先として見ていくのかということが課題になるのではないかなと思っていますけども、その辺り、どういうふうに考えておられるのかなということをお聞きします。

○福井委員長

井上私学・県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

今回の授業料の無償化というか拡大なんですけれど、これの影響が島根県内にどうなるのかっていうのは全く分からない状況でして、私立が増えるのか、公立が増えるのか分からない状況でして、そこら辺りはちょっと何とも言えませんが、私立高校と県立高校の入学の定員につきましては、協議をする場を設けておりまして、毎年一度ですけれど。その中でどういう方向で行くのか検討してまいりたいと考えております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

そういう中で、公立学校の入学者が減って、私学の定員が逆に増えていくようなことにならないかなっていうことも危惧しています。公立と私学ではやっぱりいろいろ、授業料は負担してもらっても、ほかのところで学校に払うものは随分違うと思うんで、そういうこともあるので、今後どういうふうな状況になるかをよくよく見ていかなければならないと思っていますし、そういうところを考慮した上で公立と私学の定員の在り方っていうのも検討していかれるようお願いいたします。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、採決を行います。

当初予算に係る議案4件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第3号議案のうち関係分、第4号議案、第5号議案のうち関係分及び第6号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分、第4号議案、第5号議案のうち関係分及び第6号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分、第58号議案のうち関係分、第59号議案、第60号議案のうち関係分及び第61号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

土江財政課長。

○土江財政課長

それでは、資料の28ページをお願いいたします。先ほど2月補正予算のうち、第1号議案については御説明させていただきましたので、ここでは第58号議案、2月補正予算のうち、3月5日提案分の歳入について御説明いたします。

この補正予算は今年度の事業費の確定などに伴う補正であり、表の下の合計のとおり、154億円余の減となっております。

主な増減について御説明いたします。

上から、1の県税につきましては、法人事業税や核燃料税の増により、また、3の地方譲与税につきましては、特別法人事業贈与税の増により、それぞれ増額となっております。

次に、5の括弧の中、臨時財政対策債を含む地方交付税につきましては、国から職員給与等のベースアップに対応するための財源として追加交付がございましたので、22億円余の増となっております。

9の国庫支出金につきましては、枠計上をしておりました災害復旧費など公共事業関係を中心に、91億円余の減となっております。

12の繰入金では退職手当基金繰入金の19億円余を計上しておりますが、例年行っております財政調整基金の取崩し戻しが50億円でございますが、これなどにより42億円余の減となっております。

14の諸収入は、過年度の補助金等の返還金を16億円余計上しておりますが、農林漁業の制度融資や用地先行取得の実績に伴い、49億円余の減となっております。

最後に、15の県債は、括弧の中、臨時財政対策債を除いた部分では、災害復旧事業をはじめとした公共事業の執行状況などに伴い、65億円余の減となっております。

私からは以上でございます。

○福井委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、歳出につきまして御説明いたします。補正予算のうち、第1号議案は先ほど当初予算と併せて説明させていただきましたので割愛します。

29ページをお願いします。3月5日に上程させていただきました第58号議案から第61号議案につきまして御説明いたします。

令和6年度一般会計補正予算、歳出のうち、総務部関係分は総額で90億600万円余の増額としております。特別会計は後ほど御説明いたします。

30ページをお願いします。課別に主なものを御説明いたします。

総務課では、14の公立大学法人島根県立大学運営支援事業費の増額は、給与費の改定や退職手当の増額等に伴う増となっております。15の島根県立大学授業料等軽減事業費、18の私立学校教育条件維持向上事業費、19の私立高等学校等就学支援事業費については、就学支援や授業料減免等を行う事業となっておりますが、全て対象となる生徒数などの減による減額となっております。

下段の人事課では、1の人件費、一般職給与は知事部局の職員の時間外勤務手当等の増、2の人事管理諸費は産休・育休職員代替職員等の減。

31ページ、財政課では、3の国庫金支出返還金は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金等を国に返還するものを計上しています。5の減債基金積立金は執行節減等による基金積立の増、6の財政調整基金の積立金につきましては、核燃料税増収分の積立てによるものとなっております。8の元金償還金、9の利子償還金、10の公債関係事務費は、借換債の借入時期の変更、利率の確定、借入実績などによる減、下段の税務課は、税収に連動した増減となっております。

32ページ、管財課では、5の県庁舎等管理費は光熱水費の増嵩分を措置、6の県営建物維持修繕費は、県庁議会棟空調設備改修工事、古代出雲歴史博物館長寿命化工事について繰越しをお願いするものです。8の県営建物維持管理費は、施設管理一元化事業等の減としております。

下段の情報システム推進課では、2の電子県庁推進事業費は、職員が使用しているパソコンのOS等の移行に係る経費の減、一番下の総務事務センターでは、3の総務事務センター運営費は会計年度任用職員費の減としております。

33ページ、特別会計です。公債管理特別会計は、借換債の借入時期の変更、利率の確定等に伴い、総額で11億4,200万円余の減額、下段の証紙特別会計は、自動車税の増収などに連動し、7,000万円余の増額としております。

34ページ、総務事務集中処理特別会計は、それぞれの実績の減により、総額で3億6,400万円余の減額としております。

私の説明は以上です。

○福井委員長

ただいま説明がありましたけども、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。

第1号議案のうち関係分、第58号議案のうち関係分、第59号議案、第60号議案の

うち関係分及び第61号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。

よって、第1号議案のうち関係分、第58号議案のうち関係分、第59号議案、第60号議案のうち関係分及び第61号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表8ページに載せております、継続審査となっている請願第17号、「再審法改正を求める意見書」採択についてです。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております請願第17号について御説明します。

請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について法改正を求めるものでございます。その後の状況ですが、令和7年2月5日に開催された改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会において、再審制度については、別途、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、さらに議論を深めるべきであるとの意見が示されました。また、令和7年2月7日に法務大臣から、法務省として再審制度に関し、今後、法制審議会へ諮問する方針が表明されました。この中で、法務省としては、確定判決による法的安定性の重要性及び個々の事件における是正の必要性の双方を考慮しつつ、様々な観点から慎重かつ丁寧に検討する必要があるとの見解が示されました。

私からは以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

吉野副委員長。

○吉野副委員長

先ほど説明があったとおり、再審法改正に向けては先月、法務大臣がいろいろと発信されている再審制度に関し、法制審議会諮問をして法整備について検討すると、このような御発言もあったようでありますので、若干の進展はあるものと思います。ですが、その具体化に当たっては引き続き国の動向を見ていく必要があるということだと思っておりますので、私としては継続審査とすべきと考えます。

○福井委員長

ほかにございますか。

それでは、お諮りいたします。請願第17号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○福井委員長

挙手全員。よって、請願第17号は、継続審査と決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明してください。

栗原人事課長。

○栗原人事課長

資料35ページをお願いいたします。島根県特定事業主行動計画の改定につきまして御説明をいたします。本計画につきましては、知事部局と、それから教育委員会、警察、病院局の連名の計画となっておりますので、改定につきまして、全体説明を総務部からさせていただきます、それぞれ独自の目標設定、考え方をしている部分がございますので、それぞれ、教育委員会、警察の内容に関する御質問につきましては、申し訳ありませんけども、この後の各所管部局の審査・調査の時間においてお答えさせていただければというふうに考えております。

それでは、計画の概要を御説明いたします。1の改定に至る背景にもありますように、この計画は次世代法とそれから女性活躍推進法の両法に基づく計画として令和2年に策定されております。この計画期間が今年度末をもって終了することから、このたび現行計画を改定し、第2期計画を策定することといたしましたので、今回御報告させていただきます。

第2期計画の概要でございますけども、資料の2の(1)にございますとおり、計画期間を令和7年4月から令和13年3月末までの6年間に設定しております。

計画本文については、別冊資料として御提示しておりますけれども、またこの後、見ていただければと思いますが、この計画の構成については、現行計画に引き続き、目指す姿を男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場とし、職場環境の整備や人材育成それからキャリア形成支援など、3本の取組の柱に沿って行っていく各種取組を掲載しているところでございます。なお、現行計画から主な変更点につきましては、数値目標というところが大部分でございます。

次のページ、別紙を御覧いただけますでしょうか。第2期計画からの新たな数値目標ですけれども、項目を上から簡単に御説明いたします。

女性職員の割合については、令和12年度までに全警察官に占める女性の割合を12%、知事部局の職員の管理職に占める女性割合を23%、教育委員会の教育職等については、初等・中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を25%まで伸ばす目標としております。

また、年次有給休暇の平均取得日数につきましては、令和12年までに年間17日以上を目標としております。さらに、男性育児休業取得率につきましては、国のこども未来戦略における目標値を参考に定めております。令和12年度までに、知事部局等においては2週間以上が85%、これは国の目標値を参考に設定しているところでございます。それから、取得日数、国からは取得期間の分布についても言及されておりますので、1か月以上と2週間以上に分けて目標設定をしておりますが、2週間以上が85%、1か月以上が42.5%、こちらは現在の実績も踏まえて設定をさせていただいたところでございます。教育委員会、警察、病院については2週間以上、85%を目標としています。

続いて、男性の配偶者出産休暇及び育児休暇につきましては、合計で8日間取得が可能

ですけれども、そのうち、5日以上取得した職員の割合を令和12年度までに100%を目指す計画としております。

なお、最後にあります時間外勤務の目標につきましては、このたび令和6年5月の次世代法の改正により、新たに目標の項目として追加したものでございます。令和12年度までに知事部局と警察、病院局におきましては、月45時間超えの職員数、これは勤務時間規則で定める上限でございまして、月45時間超えの職員数を令和6年度実績よりも10%減、教育委員会につきましては、教育職等について、月45時間超えの職員数を令和5年度実績よりも50%減を目標として、時間外勤務の職員の偏りを減らすよう、目標を設定しております。掲げました目標に向かって、計画的に定めております様々な取組を行っていきたいというふうに考えております。

前のページにお戻りいただけますでしょうか。一番下のところ、今後のスケジュールでございまして。本計画は3月、この3月に決定して全職員へ周知するとともに、県のホームページで公表する予定でございまして。また、来年度、女性活躍推進法の改正が予定されておりますので、改正内容によっては、また必要な見直しを随時行っていくこととしております。

特定事業主行動計画の説明は、私からは以上でございまして。

○福井委員長

齋藤福利厚生室長。

○齋藤福利厚生室長

私からは県庁売店・食堂の運営事業者の変更について報告をさせていただきます。資料は37ページになります。

まず、1の経緯を御説明いたします。職員の福利厚生を目的に設置しております県庁売店・食堂は、これまで地方職員共済組合島根県支部物資部の直営により運営をしてきました。また、売店・食堂は県職員だけでなく、県庁に来られる一般県民にも御利用いただいているところです。近年、コロナ禍による食堂の深刻な収支悪化、また、職員ニーズの変化による物品販売の売上減少により、物資部の経営状況は著しく悪化をしており、収支改善の目途が立たない状況となっております。つきましては、県庁売店・食堂の運営を実績のある民間事業者へ委託することにより、事業の継続を図り、職員だけでなく来庁者の利便性を確保することとしたところです。

次に、今後の対応を御説明いたします。県庁売店・食堂につきましては、来年度、令和7年度中に地方職員共済組合島根県支部物資部の直営をやめ、民間事業者へ運営を委託する手続を進めていく予定としております。この方針につきましては、2月6日に地方職員共済組合島根県支部の運営審議会において決定をしたところでございます。

現時点で考えておりますスケジュールは、資料に記載のとおりでございまして。年度内に運営事業者の公募を開始することとしており、令和7年7月に審査会を行い、事業者を決定する予定としております。決定した事業者との協議によりますが、令和7年の秋以降には民間事業者による売店・食堂の運営を開始したいというふうに考えております。

なお、職員や来庁者の利便性を考え、売店と食堂が同時に休業する状況とならないようスケジュールを考えております。また、欄外になりますが、新しい売店は、現在の売店の店舗と通路の反対側にあります催事場も含めて店舗とする予定としております。そのため、

外部の事業者が催事場等で行っております弁当等の販売は今年度末で終了するというふうになります。

私からの説明は以上です。

○福井委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

田中委員。

○田中委員

特定事業主行動計画ですけれども、目標を立てていただきまして、時間外勤務が令和5年度実績より削減していくということですが、数値が出てきておりません。直近の実績、令和6年度実績、まだだというふうに思いますので、恐らく早い段階でしていただいて、その目標値をきちんと実績をやって、じゃあ、目標幾つになるんだっていうことをやっぱり周知していただくことがまず大事なのかなというふうに思いますので、これはこれでいいですけれども、実績分かったら、すぐにまた職員の皆さんにぜひとも周知していただきたいことですし、時間外勤務を減らせ減らせ、休みを取れ取れと言っているけれども、業務が変わらない、人も変わらないっていうことであれば、なかなか難しいと思うんですね。だから、これだけ言うのであれば、こういうことの部分をやりましたということをやったりきちり公表なり説明をしていく必要もあるのかなというふうに思いますので、そこら辺のところをしっかりと進めていっていただきたいなというふうに思います。

○福井委員長

栗原人事課長。

○栗原人事課長

ありがとうございます。まずは、最初の実績の公表でございますけれども、現在、どういう形で公表するかというのを考えておりまして、いずれにしても、分かりやすいように、比較ができるように公表したいというふうに思っております。

それから、時間外勤務、減らせ減らせというところなんですけれども、別冊の計画のほうにもいろんな取組を掲げるところでございます。AI、RPAを使った業務削減等もありますけれども、今45時間のところ、やっぱり特定の方に時間が偏っているところをできるだけ平準化したいということで、部局を超えた応援ですとか、そういったことを柔軟にやっていくということなんかを取組として強化していきたいというふうに考えておりますので、引き続きその点については、時間外を皆さん減らすように、平準化できるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

よろしくお願ひします。

すみません、売店の運営事業のことなんですけれども、地下にも松江市内、安来からも来ておられる業者さんとかいらっしゃるわけですが、そういう業者さんについては、入っていただくことはもうやめるということなのか、例えば1階でいろいろ販売もされて、そこにしていただけるのか、結構、月に何回か、ここを当てにされている方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っておりますが、どういう形にされるのかなと思っ

て質問させていただきます。

○福井委員長

角森管財課長。

○角森管財課長

県庁内の商行為につきましては管財課が所管しておりますので、私が代わりに御説明いたします。現在、お弁当販売とか、職員の福利厚生の一環として認めておりましたが、売店が拡充されること、それから食堂も拡充されるということから、その辺は一度見直しをしたいと考えておりました。あと、消防法令等々からも、避難経路を確保しなさいということで、地下のエレベーターホール前の廊下部分とか、それから1階のエレベーターホール部分での販売は好ましくないという意見もいただいております。ですので、今、1階部分でも販売を認める方向では考えておりません。ただし、障がい福祉課がやっておりますスマイルのように、障がいとか、そういった福祉団体がされる場合は県民室の中で販売を、商行為を認めておりますので、そちらのほうに空きがあればそちらでやっていただければと思いますし、また、県民の皆さん、職員の皆さん、それから職員の代表である労働組合の皆さんからの意見があれば、また方法は考えたいと思いますが、あくまでも今の時点では1階の部分における商行為というのを認める予定はございません。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

消防法等、そういうこともあれば仕方のないことかもしれませんが、これまでやっぱり入っていらっしゃった業者さん等にはしっかり丁寧に御説明いただくとか、寒いかもしれませんが、外でやるとか、いろいろやっぱり、それでも当てにされてる方があるかもしれないので、そこら辺のところはまた検討していただけたらと思います。以上です。

○福井委員長

ほかにございせんか。

角委員。

○角委員

特定事業主行動計画の関係なんですけど、今回新たな目標数値を決められたということなんですけど、職員の管理職に占める女性の割合と、そして教育委員会が示す数字で、今の計画では数値目標、同じだったんですね。ところが、今回は教育委員会のほうが25%で知事部局のほうが23%と、その差がつけられている部分は、今の実績に伴う部分かなとも思うんですけど、やっぱり教育委員会も知事部局も同じ目標を持ってやるべきじゃないかなと思うんですけども、この辺の考え方を教えてください。

○福井委員長

栗原人事課長。

○栗原人事課長

ありがとうございます。この知事部局の現在の16%、それから新たな目標23%のところでございますけれども、これは教育委員会とはちょっと別の計算の仕方しております。現在の管理職の方がいらっしゃいますけれども、そこに今後、管理職になれる方を、40代の職員が中心になろうかと思っておりますけれども、その職員の男女の割合とか、そういっ

たことを考えて、将来の管理職を推計したと。無理ない数字を無理なく達成できる数字、計画的に人材育成すれば達成できる数字というのを知事部局の職員数を基に出したところでございます。

もうちょっと上げるべきではないかと、25%に上げるべきじゃないかということだと思いますけれども、これまでも知事部局においては、令和元年には11%だったところを令和6年には16%ということ達成しているところでございます。また、今後、41歳から50歳のところの年齢構成を見ますと、知事部局では20%後半というふうになっておりますので、徐々にこの数字は上がってこようかと思っております。なかなかここをすぐに25%ですとか30%、サーティパーセントのクラブの記事もありましたけれども、なかなか急に30%という数字を掲げることは難しいかなと思っております。計画的に今後、女性管理職の割合を適材適所で計画的に人事配置をやって、管理職の割合を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

教育委員会の計算の仕方については、ちょっと教育委員会で独自にやっておりますので、申し訳ありませんけど、部署の縦割りで大変申し訳ありませんけども、知事部局の考え方は以上でございます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

達成できる目標ということで上げられてますけども、できるだけこの目標数値を超える努力をしていただきたいと思っておりますし、採用当初からそのことを見越した配置、採用時からそのことを、男女同じように配置して、同じような条件で仕事ができるという環境をやっぱりつくっていくことが大事だと思いますので、ぜひ努力していただくようお願いします。

○福井委員長

ほかにございませんか。

五百川委員。

○五百川委員

老婆心から言っておきますけども、大体、時代とともに女性の管理職が増えてきていると、確実に増えているわけですね。けども、基本的には人材だと思いますよ。だから、無理して、あんまり数字にこだわると、私はちょっと主客転倒するんじゃないかなと。だから、あくまでも能力はあるんだけど、今までの日本の慣習の中でなかなか女性の登用が少なかったということはあったかもしれんけれども、その辺、時代とともに私は徐々に上がってきてると思うんですよ。それをあんまりその数字にこだわり過ぎて、本来、とにかくやっぱり人材だと思うんですよね。だから、あくまでもそれが備わった上での女性活躍でありますから、そのためには、あんまりその数字が独り走りすると、私は別の面でまた支障が出てくるんじゃないかなと、こう思ってますので、ここは変えちゃいけないと思うんですが、いかがですか。

○福井委員長

栗原人事課長。

○栗原人事課長

ありがとうございます。今、23%というのは、先ほども申しましたとおり、無理なく適材適所で、これから計画的に無理なく達成できる数字ということで出させていただきます。これを例えば25%とか30%、数字ありきでいきますと、どうしても適材適所でない人事になってしまう、計画的な人材育成を超えて、無理に登用してしまう。その結果、女性管理職になってもうまくいかない、組織的にうまくいかない、人材育成がうまくいかない場合も出てこようかと思えます。そこは気をつけながら、あくまで能力、適材適所、そういったことを考えながら人事をしていきたい。結果的に数字は今後上がっていくだろうというふうに見込んでいるところでございます。御意見ありがとうございます。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○福井委員長

それでは、これより出納局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、会計管理者の挨拶を受けます。

出雲会計管理者。

○出雲会計管理者

福井委員長、吉野副委員長はじめ、委員の皆様には、平素より出納業務につきまして格別の御理解と御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、収入証紙制度の廃止に係る条例案1件、それから予算案4件、それから公用車への企業広告掲載事業に係る報告事項1件について御審議を賜ります。

担当課長から説明させますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された出納局に係る議案は条例案1件、予算案4件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第29号議案について、執行部から説明してください。

佐々木出納局審査指導課長。

○佐々木出納局審査指導課長

それでは、資料の1ページを御覧ください。第29号議案、島根県収入証紙条例を廃止する条例について御説明いたします。

1、制定理由ですが、今回の条例は、島根県収入証紙の廃止に伴い、島根県収入証紙条例を廃止し、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

2、条例の概要ですが、先ほど御説明いたしましたとおり収入証紙の廃止に伴い、島根

県収入証紙条例は廃止いたします。また、島根県収入証紙条例の廃止に伴い、島根県特別会計条例を一部改正いたします。

この島根県特別会計条例は、2段階での改正としております。現在、自動車税の一部については、証紙代金収納計器という、証紙を貼付する代わりに納付額を印字する専用の機械により収入し、証紙特別会計を経由して受け入れておりますが、収入証紙廃止後は証紙特別会計を経由しないため、まずは、アに記載のとおり、島根県証紙特別会計の対象事業から、証紙代金収納計器による収納事業を削除いたします。その後、イに記載のとおり、未使用の収入証紙に係る現金還付終了に伴い、島根県証紙特別会計は廃止することといたします。

施行期日は令和8年4月1日としますが、2の(2)のイ、島根県証紙特別会計の廃止は現金還付期間終了後の令和13年4月1日といたします。以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第29号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。

よって、第29号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和7年度当初予算について審査を行います。

第3号議案のうち関係分及び第5号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

小村出納局会計課長。

○小村出納局会計課長

よろしく申し上げます。

第3号議案、令和7年度当初予算一般会計関係分及び第5号議案、証紙特別会計予算の関係分を併せて説明させていただきます。

お手元の委員会資料2ページをお願いいたします。一般会計の総額は7億円余で、前年当初と比較しまして1億2,700万円余の増額としております。

主な増額分についてであります。2の会計管理費につきまして、2億1,900万円余で、前年当初との比較では4,700万円余の増額としております。主な増については概要欄の丸に記載しておりますけれども、公金振込手数料につきまして、昨年10月から有料化となっておりますけれども、今年度は有料化された10月から3月までの6か月分を計上してございましたけれども、来年度は12か月分を計上するというようにしております。そういったこと等によって4,700万円余の増額としております。

3の財務会計システム運用管理事業費につきましては、5,800万円余の増額としております。これは、令和8年に運用開始予定の第2期財務会計システムについて現在開発を進めているところでありますけれども、今般のキャッシュレス化の動きやeLTAx、島

根県収入証紙廃止などに対応するための費用を新たに計上しております。あわせて、令和8年度から12年度まで、1億2,000万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

5の電子決済システム運用事業費については1,200万円余の増としております。これは収入証紙に代わる収納方法の一つとして、県機関の公金の収納窓口キャッシュレス決済端末を導入することとしておりまして、設置経費等を計上した関係でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。証紙特別会計でございます。総額は11億3,900万円余で前年と比較しますと4,000万円余の減額となっております。減額の主な理由としましては、歳出の1でございますけれども、自動車運転免許手数料など、手数料の収入見込み減によるものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○福井委員長

説明がありましたけれども、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。当初予算に係る議案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第3号議案のうち関係分及び第5号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分及び第5号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。第58号議案のうち関係分及び第60号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

小村出納局会計課長。

○小村出納局会計課長

それでは、資料のほう、4ページをお願いいたします。

第58号議案関係分、60号議案関係分を一括して説明させていただきます。

はじめに一般会計でございますが、各事務事業の実績見込みにより補正を行うもので、総額で400万円余の増額をするものでございます。主なものとしては、2の会計管理費では収入証紙取扱手数料などが増加する見込みにより500万円余の増額としております。また、4の電子決済システム運用事業では、システム運用保守料の実績見込みにより150万円の減額としております。次に、証紙特別会計ですけれども、2,500万円余の増額補正をお願いするものでございます。増額の主な理由としましては、環境衛生手数料や道路使用許可手数料などが当初見込みより増えたことなどが主な増額の要因となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○福井委員長

説明がありましたけども、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。補正予算に係る議案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第58号議案のうち関係分及び第60号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第58号議案のうち関係分及び第60号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明してください。

小村出納局会計課長。

○小村出納局会計課長

それでは、資料のほう、5ページをお願いいたします。公用車への企業広告掲載の実施について御報告させていただきます。第2期中期財政計画においては、公共施設への広告表示など、県有財産を活用し、広告収入の増加を図ることとしているところでございまして、このたび、出納局のほうで公用車を活用して企業広告掲載事業を実施することといたしました。

1の募集概要についてですが、(1)、対象車両は出納局が管理している本庁の公用車22台でございます。出納局管理の公用車65台ございますけども、そのうち、災害対応車両などを除いた、走行距離がおおむね10,000キロ以上で車両の更新時期まで5年以上の車両を対象としております。(2)の広告料金は、1台当たり月額3,000円でございます。(3)の掲載期間は、1会計年度を期限としておりますが、これについては更新も可ということにしております。(4)の広告規格等については、車両側面のドア両側、後面の計3枚として、御覧の規格としております。(5)の貼付方法は、広告主が作成したフィルムを貼り付けするということとしています。(6)の収入予定額ですけども、22台全台、広告を貼り付けたということ想定すると、年間最大79万円余となります。

2の広告の決定についてですけども、決定方法については、広告審査会を設けて、県の広告事業実施要綱及び広告取扱基準に基づいて掲載可否を審査した上で決定することとしております。審査の内容については、広告主については、暴力団、消費者金融、風俗営業などの事業者ではないということ、広告内容については、法令や公序良俗に反していないかなどについて審査を行うこととしております。

3の掲載までのスケジュールでございまして、既に募集は開始しております、今月19日までを募集期間としております。その後、3月下旬に審査会を行い、4月以降に広告掲載を開始する予定でございまして。

報告は以上でございまして。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

森山委員。

○森山委員

御説明ありがとうございます。最後、公用車の企業広告のことについてなんですけども、これはどのように企業とかに営業かけたりするのかどうかっていうことと、あと、これ以外にネーミングライツや公共施設等々のこういった取組っていうのがあるのかっていうのは、この場で聞くのが適切かどうかも分かってないんですけども、公用車以外の取組等々の検討みたいのがあったのかどうかみたいなこと含めて、お伺いしたいです。

○福井委員長

小村出納局会計課長。

○小村出納局会計課長

ありがとうございます。営業についてでございますけども、実はこれを事業開始するに当たって、特に誘致企業さんなんかを中心に意向調査などを行って、やってみたいというお話があって、今回はじめたという経緯がございまして、そういったところにはまた今後、声かけをしていきたいと思っておりますし、ホームページでのPRでしたり、報道機関などを通じて広報していただくといったようなことをしております。3月の終わりのところまでが一応の区切りですけども、それ以降、まだ空きがあるようでしたら、継続的に広報していきたいと思っております。

それから、これ以外にということでございますけども、これにつきましては、昨年度、議会のほうでもそういった御指摘をいただいたところでございまして、県も全庁の各部局のほうでそれぞれ検討をしていただくといったようなことで整理をしております。取りまとめについては政策企画監室のほうでやってまして、その状況は私もちょっと分かってないところがありますが、現状で新たにはじめたというのは、私ども出納局がまずはスタートだというふうに認識しております。

○福井委員長

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

今の広告掲載のことなんですけど、こういう、やることはすごくいいことではあると思うんですけど、広告規格が何か小さくないですか。後ろのドア1枚、10センチ掛ける15センチって、すごく何か小さい広告、これで本当に広告出す人がいるのかなと思うところなんですよね。やっぱり広告出すんだったら、出す企業にとってもインパクトがあって、本当、広告の効果があるものをやっぱり出したいと思うんですよね。

今、市内のバスなんかにも広告が掲載されてて、あれ、一畑と市バスでは物すごく広告のやり方が違うんですよ。市バスは全面ラッピングのような形でやってて、すごくインパクトがあって、広告効果が高いなっていうふうに思ってるんです。もし公用車でやるなら、全面は難しいと思えますけども、後ろの面だけでも、あそこ一面を利用して広告を出すとか、そういうないと何かインパクトもないし、広告出した人も何かあまり効果を期待できないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺、どういう検討をされたのか、ちょっと教えてください。

○福井委員長

小村出納局会計課長。

○小村出納局会計課長

御指摘ありがとうございました。そうですね、まず、側面2か所と後面、これを1セットという形で広告を掲載していただくということにしています。後面のほうは、車両のちょっと特性上、ナンバープレートみたいなのがあって、そこにちょっと、その横につけるようなイメージをしておりますので、どうしてもちょっと大きさの制約はあるかなと思ってます。例えば信号で止まったときに後ろの車から見ていただくといったような、そういったところで後面につけてるということで、これ、ちょっと他県のほうにもいろいろ調査をして、大体こういった形でやっておられまして。確かに松江市バスとかの全面ラッピングみたいなやつはとともインパクトはあるかと思えますけど、これ貸出車の中でそれをやっていくっていうのはちょっと現状なかなか難しく、まずはこういった形で進めていって、少し状況を見ていきたいなというふうに思っております。すみません。

○福井委員長

角委員。

○角委員

ぜひ広告収入として、収入が上がる方法をやっぱり考えていただきたいですし、載せる側もやっぱり広告効果があるものにしていただきたいと思っておりますので、やりながら検討をまた重ねていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、出納局全般に関し委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、以上で出納局所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思っております。再開は14時30分からとしますので、よろしく申し上げます。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方には日頃より教育行政に御指導、御鞭撻いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会、代表質問を中心に新しい教育ビジョンの御質問をしていただき、私の思いの丈を含めて御説明させていただく機会をいただきました。ありがとうございます。

その新しい教育ビジョンに沿って、予算案が具体化しました。個人的な感想でいいますと、よくこれだけ盛り込めたなというぐらい具現化してございます。本日は、しっかり説

明させていただいて、御審議いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福井委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された教育委員会に係る議案は、条例案5件、予算案3件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第24号議案のうち関係分、第28号議案のうち関係分及び第30議案から第32号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

それでは、資料は1ページになります。職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の関係分でございます。

1番の提案理由でございます。国の育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援推進法の一部を改正する法律が施行されること等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2番の改正する条例でございます。(1)から(4)の条例のうち、教育委員会所管が(4)の県立高等学校等の休日及び休暇に関する条例となっております。

3番、教育委員会所管条例の改正内容について、具体はアからウの内容について改正することで、職員に対しまして、仕事と介護の両立支援制度について、制度内容の周知の強化を図ってまいります。なお、イの40歳に達した教職員に対する周知、ここにつきましては、労働者が介護に直面する前の早い段階で介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるといったことが趣旨でございます。

4番の施行日は、本年4月1日を予定しております。

続きまして、第28号議案でございます。島根県手数料条例の一部を改正する条例、関係分でございます。

1番の提案理由でございます。教育職員免許法の改正に伴いまして、県が徴収する手数料について所要の改正を行うものでございます。なお、この教育職員免許法の改正といたしますのは、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に向けてのものでございます。

2番の条例の概要でございますが、このたびは教育職員免許法手数料の改正でございます。具体は、特定免許失効者等、つまりは児童生徒性暴力等を行ったことによりまして教育職員免許状が失効または取上げとなった者に対して、免許状の再授与に係る手数料の額につきまして、これまで特段の定めがなかったことから、一般の再授与を行う場合と同額とすることを改めて既定するものでございます。手数料の金額につきましては表のとおりでございます。

3番、施行期日は本年4月1日を予定しております。

また、参考として、先ほど御説明をさせていただきました内容について、補足説明を掲載させていただいております。以上でございます。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

それでは、資料3ページをお願いいたします。第30号議案と第31号議案につきまして、併せて御説明させていただきます。

こちらは県立学校の事務職員を除く教育職員と市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。

1、提案理由のとおり、人事委員会の勧告や法改正を受けまして改正するものですが、2、改正内容につきましては、教育委員会の前に総務部人事課より説明した第24号、第25号議案の職員の給与、勤務時間に関する条例等の一部改正と同じ内容でございます。重複する内容につきましては説明を割愛させていただきます。

一番下の再任用教職員の手当を御覧ください。住居手当、特勤手当等は職員の給与に関する条例と同様の改正内容でございますが、へき地手当及び準ずる手当につきましては、市町村立の小・中学校、義務教育学校が対象でございます。市町村立学校の再任用教職員に支給されることとなります。

4ページをお願いいたします。(2)につきましても、職員の勤務時間に関する条例の一部改正と同様の内容でございます。

3、施行期日は本年4月1日を予定しております。以上です。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

資料は5ページになります。県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

1番の提案理由でございます。児童数及び生徒数の変動に伴いまして、職員数の上限であります定数を改正するものでございます。

2番の条例の概要でございます。表にございますように、高等学校の教職員につきましては、1,607人であったところ、1,606人と1人減、事務職員及び技術職員は185人に変更ございません。次に、特別支援学校教職員は32人増の1,032人、これは幼児・児童生徒数の増によるものでございます。事務職員は1人減の79人、なお、この事務職員の1人減についてでございますけれども、特別支援学校の幼児・児童生徒数そのものは先ほど申し上げましたように増加いたしますけれども、単年度で見たときは、小学部で在籍児童数がゼロとなる学校があることから、標準法による算定で減となっております。小学校、中学校及び義務教育学校の教職員は27人減の5,011人、事務職員及び技術職員が3人減の348人、この減につきましては、児童生徒数の減少、そして学校の統廃合等によるものでございます。

3番の施行期日は本年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

角委員。

○角委員

今の定数条例なんですけど、これ、児童生徒数から算出した数字だということは分かり

ますが、それで、これに対応して、教職員数が年度当初充足しているのかどうか、その辺りを教えてください。このところ毎年不足しているようなんですけども、その辺の見通しはどうか、ちょっとこれに関連して教えてください。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

次年度、年度当初のいわゆる欠員、充足するのかどうかといったところの御質問でございました。大変御心配をおかけしまして、心苦しく思っているところでございます。これまでも採用の状況等につきまして、名簿登載等、状況を御説明させていただいております。現在のところ、この場で、充足するであるとか、足りない場合は何名足りないということが、大変恐縮でございますが、申し上げられない状況でございます。ただ、状況は、今やはり採用、名簿登載等、昨年度よりも増という形で名簿登載はしていますけども、大学の、特に新卒の学生の受験者がやはりなかなか全国的に伸びてこないところでございまして、ここについては結果的に、例えば名簿登載にならなかった者も含めて次年度、講師等を含めて非常勤、常勤で勤務いただく方のいわゆる候補者の数と直結するところでございます。加えまして、いわゆる育児休業、男性も含めて、こういったところの休みの予定をされる人数が、我々が把握しているところ、年々増えておりまして、こういった点を含めると、なかなか簡単ではない状況というところでございます。日々、さらに候補者を確保するよう、しっかりと取り組んでいるところでございますけども、状況的には楽観視できないといったところで、結果的に今年度よりも何とか収まるように、少し、1人でも確保できるように取り組んでおると、このような形で私のほうはお答えをさせていただきます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

この後の予算説明でもまた確保事業とかあるようですので、そこでも説明されると思いますけども、ぜひ欠員ができるだけないようにスタートさせてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○福井委員長

ほかにございますか、よろしいですか。

それでは、採決を行います。

条例案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第24号議案のうち関係分、第28号議案のうち関係分及び第30号議案から第32号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第24号議案のうち関係分、第28号議案のうち関係

分及び第30号議案から第32号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。令和6年度補正予算に係る第1号議案については関連しますので、併せて説明を受けたいと思います。なお、第1号議案の採決については、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分及び令和6年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

野々内総務課長。

○野々内総務課長

それでは、資料6ページをお願いいたします。令和6年度2月補正予算案（2月13日上程分）及び令和7年度当初予算案の概要について御説明いたします。

まず、1、基本的な考え方でございます。現在策定中の第2期島根創生計画や、しまね教育振興ビジョンを踏まえ、「人とのふれあい、つながりによる学び」を通して、子どもたちの豊かな心、地域への愛着や誇りを育むような施策、また、幼小中高の学校種を超えた連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの将来の夢や希望の実現を図るための施策に係る予算としております。

2、主な事業について、総括的に御説明いたします。しまね教育振興ビジョンでは、基本目標を実現するため、4つの柱により具体的な施策を推進することとしておりますが、（1）から（4）までがその4つの柱でございます。このうち（1）と（2）の柱について、特に重点的に取り組むこととしております。

（1）発達の段階に応じた学力の育成では、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、必要な支援を行うことにより、実社会で生きるために必要な基礎学力を育成することや、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせた学びや主体的に学びに向かう力を育成するためのICTの活用など、下記に記載の事業などに取り組んでまいります。

（2）教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援では、いじめ、不登校、経済的困難など、子どもたちをめぐる様々な課題に対する支援や相談体制等の充実、また、特別な支援を必要とする子どもたちが自立し、社会参加できるよう、地域との連携や教育環境等を充実させるため、7ページをお願いいたします、最上段に記載しております事業などに取り組んでまいります。

（3）地域との協働による学びの充実では、学校運営協議会の充実と地域学校協働活動や高校魅力化コンソーシアムの取組が一体的に推進されることにより、目指す子どもの姿の共有と子どもたちの学びの充実を図るとともに、公民館等を核とし、子どもから大人までの幅広い世代が様々な学びを通して地域づくりへ主体的に参画するよう、下記に記載の事業などに取り組んでまいります。

（4）教育の基盤となる環境の整備と充実では、教職員が子どもたちに向き合える体制づくりの推進や安全・安心な教育環境の確保及び特色ある学びに必要な施設・設備の整備など、下記に記載の事業などに取り組んでまいります。

最後に、（５）その他でございますが、個別事項としまして、インターハイの開催、世界遺産石見銀山の魅力化・持続化、エネルギー価格・物価高騰対策についても取り組んでまいります。

８ページをお願いいたします。こちらは、後ほど報告事項におきまして、しまね教育振興ビジョン（最終案）の御説明を行います。参考としまして、同ビジョンの中から島根らしい魅力ある教育の推進について触れているページを抜粋したものでございます。これまで議会から島根らしい魅力ある教育について御意見をいただいております。島根県のキーワードである「誰もが、誰かの、たからもの。」は教育との親和性が高いと考えており、子どもたちの道徳観や倫理観、心の豊かさを育むことにつながると考えております。このフレーズに込められた人とのつながりやあたたかさを大切にするとともに、島根の強みである人が人から学ぶ、人が人を育てる学びにより、島根の教育を展開してまいります。

９ページをお願いいたします。子どもたちの道徳観や心の豊かさは日常の学習の中で育ててまいります。県教育委員会としまして、島根らしい魅力ある教育の推進に関連する予算としましては、次の１０ページにかけまして、このような形で整理しております。この後、各課から説明する事業もございまして、ここでは個別の事業の説明につきましては割愛させていただきます。

１１ページをお願いいたします。このたびの予算案は、エネルギー価格・物価高騰対策や教育の充実など、２月補正予算、当初予算と切れ目ない予算を編成するものであることから、これ以降、一体的に御説明いたします。

表の一番下の合計欄を御覧ください。当初予算、a欄は８５８億９，８００万円余、２月補正予算、b欄は３億９，０００万円余、合計で８６２億８，８００万円余となっております。

続いて、１２ページをお願いいたします。まず、令和６年度２月補正予算案（２月１３日上程分）の概要についてでございます。

１、補正予算の概要の合計欄のとおり、補正前の額８４８億６，３００万円余を補正額３億９，０００万円余の増額により、補正後の額８５２億５，３００万円余とするものでございます。

１３ページをお願いいたします。２、課別事業別一覧でございます。個別の補正額及び補正内容につきましては、この後、各課の主要事業の概要においてそれぞれ御説明させていただくこととし、この資料での説明は割愛させていただきますが、２月補正予算案全体としてはこのような状況でございます。

続いて、１４ページをお願いいたします。３、繰越明許費でございます。ただいま御説明しました２月補正予算案は、全て令和７年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費として追加するものでございます。

続いて、１５ページをお願いいたします。次に、令和７年度当初予算案の概要についてでございます。１、予算案の概要の合計欄のとおり、令和６年度当初予算額８２８億３，６００万円余に対しまして、令和７年度当初予算額は８５８億９，８００万円余であり、３０億６，１００万円余の増額、率にして３．７％の増となっております。

１６ページをお願いいたします。２、債務負担行為でございます。表に記載の各事業におきまして、債務負担行為を設定するものです。その設定理由でございますが、ナンバー

1は、浜田養護学校において令和8年度から10年度にかけて行う高等部棟改築工事の仮契約を令和7年度に締結する必要があるため。ナンバー2は、県立学校照明器具のLED化事業において、リース料が令和8年度から発生する契約を令和7年度中に締結する必要があるため。ナンバー3は、宍道高校において令和8年度から17年度にかけて校舎をリースする契約を令和7年度に締結する必要があるため。ナンバー4は、宍道高校の校内LANリース契約において、リース料が令和8年度から発生する契約を令和7年度に締結する必要があるため。ナンバー5は、水産練習船「神海丸」の令和7年度末から8年度のはじめにかけて行う維持修繕の契約を締結する必要があるため。ナンバー6は、県立高校生一人一台端末購入支援に係るもので、令和8年度県立高校に入学する生徒に対しての端末の価格低廉対策に関して、令和7年度末に令和8年度分の契約を締結する必要があるため。ナンバー7は、青少年の家の現行リースが終了する寝具について、令和8年4月から新たに借り入れるための契約を令和7年度中に契約する、締結する必要があるため。ナンバー8は、大田市が行う石見銀山世界遺産センターの施設改修等への支援として、令和8年度から21年度にかけて分割して支出する補助金額を明確にしておく必要があるためでございます。

17ページをお願いいたします。ここからは令和7年度当初予算案の課別事業別一覧と令和6年度2月補正予算分を含めた各課の主要事業の概要等を課ごとにまとめており、各課から順次御説明いたします。

総務課の令和7年度当初予算額は、1番上の行でございますが、705億7,900万円余、対前年度比7億7,300万円余の増でございます。主なものとしましては、給与費で、1番の一般職給与費は654億8,900万円余であり、昨年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定や手当の見直しなどにより13億3,100万円余の増。2番の退職手当は48億6,400万円余であり、前年度より人数が36人減少したことなどにより5億8,700万円余の減となっております。以上です。

○福井委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

資料18ページをお願いします。教育施設課の令和7年度当初予算額は15億8,800万円余、対前年度比4億2,700万円余の増でございます。事業の内訳について、大幅な増額となっている事業を次ページで御説明します。

19ページをお願いします。1、特別支援学校校舎等整備事業は、校舎面積が特別支援学校設置基準の要件を満たしていない浜田養護学校について、浜田地区小・中学校の特別支援学級在籍者数が増加していることも考慮し、令和10年9月の供用を目指して高等部棟を改築することとしています。総事業費は約40億円となり、令和7年度は建物の実施設計や建設場所となる現運動場の造成工事を行います。

次に、2、高等学校校舎等整備事業です。（1）宍道高等学校整備は、教育上の配慮が必要な生徒の増加に伴う教室不足や多様な学びへの対応のため、10年間のリースにより校舎を整備するもので、総事業費は約8億円となります。令和7年度は、令和8年度からリースをはじめ校舎の整備を行い、机、椅子、ロッカーなどの備品を購入します。

続いて、（2）は、令和10年度に開校を予定している江津地域新設校の施設整備に関

するものです。7年度は、今後の整備内容を検討するため、新設校の設置場所となっている現江津工業高校の敷地測量に2,000万円余、また、現在江津高校・江津工業高校両校の男子生徒が共用している寄宿舎を女子生徒も利用可能とするための改修に向けた設計費として200万円となっております。以上です。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

資料は20ページになります。学校企画課の事業についてでございます。令和7年度当初予算総額は61億8,500万円余、対前年度比1億9,400万円余の増でございます。各事業の増減を含めました概要につきましては、一覧に示したとおりでございます。

次に、主要事業の概要について御説明をいたします。資料は21ページになります。

1番の児童・生徒へのサポート事業、これは常勤の教員の配置に加えまして、学校の様々な課題に対応するために非常勤講師を追加で配置する事業でございます。(1)のここにサポート事業は、特別支援教育の観点から配置するものでございます。①の通常の学級、②の特別支援学級とも今年度と同規模の人数を配置する予定でございます。②で前年度比1人増としておりますのは、実際に対象となる学級数の見込みによるものでございます。(2)の中学校クラスサポート事業、いわゆる中1ギャップに対応するための非常勤講師配置事業でございますが、こちらも今年度と同じ29人を配置、(3)番の学びいきいきサポート事業、不登校対応のための非常勤講師配置事業でございます。今年度と同じく中学校に30人を配置いたします。

2番の教員確保対策の推進でございます。依然として深刻な教員不足に対応するために、次年度は新たに教員採用試験の実施時期の早期化に取り組むことをはじめまして、大学や高校と連携しました教員志望者の裾野拡大に向けた取組、他業種に就職した、いわゆる潜在教員などの新たな人材の取り込みなど、これまでに行ってきた効果的取組についてさらに拡充を進めてまいります。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

資料22ページ、3、高校生の住まい確保支援について御説明いたします。市町村が主体となっていく高校生の住まい確保の取組に対して、運営費を補助するものでございます。

(1)、(2)、2つの事業がございます、スキームがございます。下の表で御覧ください。(1)、みなし寄宿舎、それから(2)、共同下宿が記載されています。施設の機能といたしまして、みなし寄宿舎のほうは県立寄宿舎と同等、共同下宿につきましては、この施設の機能を柔軟に判断するというところで、県立寄宿舎に準ずるという形にしています。みなし寄宿舎のほう、新と書いてありますが、隠岐の島町のほうで隠岐水産高校のみなが新しく加わります。共同下宿のほうは雲南市、大東高校のほうに新しく加わるということになっております。

次のページをお願いします。4、江津地域における新設校開校に係る環境整備についてです。江津高校・江津工業高校の統合再編成に先立ち、部活動の合同チームの編成や両校の学校行事などを一緒に行うことによって、両校生徒が共に活動することによる親和性を

高め、円滑な開校につなげるための環境整備としてバス車両を整備することとしております。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

同じページを御確認ください。教職員の働き方改革の推進についてです。

(1) 教員を支えるサポート人材の配置についてです。①、小・中学校の事務作業を担うスクール・サポート・スタッフについては、小学校189校、中学校92校の全校配置に対応できる予算を確保することとしております。②、県立学校の事務作業等を担う県立学校アシスタントについては、県立高等学校36校、特別支援学校12校の全48校への配置を予定しております。③番、学習指導員は、個別指導や補充指導等のサポートのため、小・中学校に19人の配置を予定しております。④番、教頭マネジメント支援員は、今年度はモデル的に中学校へ2名配置しております。来年度は小・中学校へさらに2名、高等学校へ新規で4名を配置する予定としております。

(2) 番、学校内における業務改善の推進については、モデル校における研究実践や学校内で業務改善を推進するリーダーの養成など着実に進めるとともに、デジタル採点システムを今年度から県立高等学校全校に導入しており、継続の予算を計上しております。また、スクールロイヤーや教員の学校教育に関する相談に当たる教員サポーターの配置を継続して行います。

24ページをお願いします。(3) 番、県立高校の寄宿舎における外部舎監配置については、宿日直業務を外部舎監が教員に代わって実施できるよう、来年度も予算を確保する予定です。

(4) 番、スクール・サポート・スタッフ（緊急校務支援型）の配置についてです。未配置が生じないように教員を確保していくことが重要ですが、仮に教員の未配置が発生した場合に、教員の校務負担を軽減する必要があるので、免許を有しないサポート人材を市町村が配置できるように全額県費で予算を措置するというものであります。

(5) 番、次世代校務DXに向けた実態調査等の実施において、次世代校務DXを導入するに当たり、県域での共同調達に向けた実態調査等を行う予定としております。国の補助事業、補正予算として5,000万円としております。以上です。

○福井委員長

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

25ページを御覧ください。25ページの令和7年度当初予算の欄、総額は28億1,300万円余で、前年度に比して10億8,300万円余の増となっております。

主な増額理由は、5、一人一台端末更新事業において、令和7年度に市町村の端末整備が本格化することに伴い、基金を取り崩しての市町村補助金が大幅に増加したことによるもので、10億2,200万円余の増、また、4、学力育成事業では、島根県学力調査を廃止し、学びの基盤に関する調査が拡充されたことなどによるものが3,600万円余、2、学校管理総務費のインターネット出願システムを新たに計上することなどによるものが3,000万円余の増などでございます。なお、13、悩みの相談事業のスクールソー

シャルワーカーに関する事業は、令和7年度より人権同和教育課へ移管しております。

教育指導課の各事業の事業費は一覧のとおりでございます。

続きまして、26ページの主要事業の概要について、義務教育推進室、幼児教育推進室、地域教育推進室、子ども安全支援室の所管事業を除く高等学校に係る事業などについて、私から説明申し上げます。

まず、1、未来の創り手育成事業。教育を取り巻く環境が大きく変わる中、各校が主体的で組織的な教育活動を実践できるよう、授業改善・学力育成の取組を推進してまいります。また、地域社会へ貢献できる子どもたちを育成するため、学校図書館やICT機器も活用しながら、他者と協働して自分の考えを深める教育を引き続き推進してまいります。

(1) しまねの高校生学力育成事業は、ウ、主な取組としましては、①、令和4年度から実施してきております学校提案型プロジェクト事業は、これまで全ての県立高校が学科や生徒の適性、地域事情を踏まえた各校独自のプロジェクトを企画し、実施してまいりました。令和7年度からは事業を拡充し、現行のプロジェクトを継続した上で、さらに20校程度に理数教育を中心としたSTEAM教育に特化した事業を追加して実施いたします。

27ページを御覧ください。(2) 県立高校における生徒一人一台端末に対応した環境整備では、①、個人負担による端末購入経費の一部補助、分割購入を可能とする奨学金、低所得世帯への端末貸与の導入支援策を引き続き実施してまいります。③のGIGAスクール運営支援センターは、来年度からDX推進運営支援センターに刷新し、運用管理の委託範囲を拡大し、現場の負担軽減、セキュリティの強化を図るものでございます。

(3) 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業については、28ページの図を御覧ください。本事業では、国の委託事業を利用し、遠隔授業の実施に係る配信拠点センターを宍道高校に設置する準備を進めてまいります。このため、②、新たに遠隔授業の配信を受ける学校側との調整などの業務を行う教員を1名、遠隔授業を配信する非常勤講師を4名配置し、令和7年度に教育センターからの配信を行います。

28ページを御覧ください。(4) 高等学校DX加速化推進事業についてであります。現在、国の主導により大学教育段階でのデジタル、理数分野への学部転換の取組が進んでおり、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が求められております。本事業では、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化するために必要となる環境を整備いたします。7年度は、申請が可能である全ての県立全日制高校での事業実施が可能となるように予算措置いたします。学校の取組例は記載のとおりでございます。

29ページを御覧ください。次に、2、入学者選抜改善事業。令和7年度に実施します令和8年度公立高等学校入学者選抜からオンラインでの出願を実施するに当たり、出願等の事務を一元管理するシステムを導入いたします。このシステムの導入により、中学校、高等学校の出願に係る事務負担を軽減し、生徒、保護者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、3、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業。本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、令和元年度は小中高合わせて204名でしたが、以後、情勢の影響を受けながらもやや増加しており、今後も同様の傾向が予想されます。

30ページを御覧ください。私からは高校部分について説明いたしますが、(3) 県立

学校における対応としては、まず、宍道高校定時制午前部における日本語指導が必要な生徒受入れ体制について、日本語指導を行う教員を4名とすることで体制を強化してまいります。また、全ての県立学校において、文書翻訳や保護者面談時の通訳を外部委託することによる生徒や教員の負担軽減支援を引き続き行います。

次に、4、学力育成推進事業。児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力を伸ばしていくため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進してまいります。高等学校に係る事業としましては、(3)のグローバル人材育成に向けた取組として、高校生による英語でのディベート大会の開催や、英語教育における外国語指導助手の活用を引き続き進めてまいります。(4)の外国語(英語)教育における授業改善として、義務教育から高校までAIを英語の授業等で活用するモデル校を指定し、生成AIを活用したアプリによる会話練習や英作文の添削等を行い、英語教育の強化を図ります。

○福井委員長

小室義務教育推進室長。

○小室義務教育推進室長

続きまして、義務教育推進室所管部分について御説明いたします。28ページにお戻りください。

1、未来の創り手育成事業の(5)、学校図書館の活用でございます。①、学校図書館を拠点とした子どもたち一人一人に寄り添った支援を行う学校司書等による学びのサポート事業や、②、学校図書館を活用した授業モデルの研究等に引き続き取り組んでまいります。

次に、29ページをお願いします。3、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業です。(1)、別教室における日本語指導など、特別な教育課程による日本語指導の充実に力を入れている市町村を国の補助事業を活用し、引き続き支援してまいります。また、(2)、日本語指導が必要な児童生徒の多い小・中学校への教員加配として、小学校に15人、中学校に7人を予定しています。

続いて、30ページをお願いします。4、学力育成推進事業です。(1)、学力定着状況の把握について、令和6年度はモデル的に小学校低学年段階からの学習上のつまづきを把握し、学習支援や授業改善につなげるため、いわゆるたつじんテストを実施いたしました。令和7年度は、①、小学校1年生を除き、希望される全て小・中学校、学年でこのたつじんテストを実施します。なお、事業費の負担割合は、県2分の1、市町村2分の1です。また、②、このたつじんテストと併せまして、全国学力調査等の課題を踏まえた評価問題、授業プランの作成を行ってまいります。次に、(2)、理数教科の学力向上に向けた取組は、(1)の②と関連させ、特に小学校の理数教科に関する教員のスキルアップの場を持つなど、授業改善に取り組むプロジェクトを行ってまいります。

次に、31ページをお願いします。5、一人一台端末更新事業です。この事業は、GIGAスクール構想の下で整備した初等中等教育段階の公立学校における一人一台学習端末を、令和6年度から10年度までの5年間の更新計画に基づいて、国の交付金を財源として造成した基金を活用しながら、原則として共同調達により更新していくものです。

改めて、この事業の流れにつきましては、参考を御覧ください。更新は令和6年度から

はじまっておりますが、県と市町村が参画する共同調達に関する協議会が、①、共同調達に関する入札を行い、納入事業者を決定し、②、契約をいたします。次に、③、市町村から県に補助金申請があり、④、1台当たり補助上限額3万6,000円を基金を取り崩して市町村に補助します。⑤、市町村はこれを受け、市町村負担金を加えて納入事業者に支払うものです。この基金への積立て、取崩しが予算事業となりますので、32ページの参考にお示ししております。上が端末更新計画で、市町村分としては7年度に2万8,000台を、8年度以降に2万5,000台を整備する計画となっております。下が基金計画となります。国は令和5年度に国全体の5年間総事業費の約7割分を確保しており、そのうちの2割が5年度に交付され、これを原資として基金を造成し、島根県では4億4,300万円余を積み立てております。令和6年度はこの基金を5,800万円余取崩し、市町村の端末更新の補助を行っております。なお、国から今年度に追加交付内示がありました7億円余を2月補正予算、3月5日上程分で基金に積み立てる予算を計上しております。令和7年度は、この基金を取り崩して使用することで、市町村更新分への補助、その他事務費等を含む10億8,500万円余を当初予算に計上しております。令和7年度の更新に係る財源は確保されていますが、令和8年度以降の財源について、引き続き国に要望してまいります。

○福井委員長

石橋幼児教育推進室長。

○石橋幼児教育推進室長

続きまして、同じく32ページから、幼児教育総合推進事業について御説明いたします。

県内の幼児教育及び幼小連携・接続の推進のため、(1)幼児教育の質の向上に関する支援としまして、集合研修の実施をはじめ、幼児教育施設への直接的な支援に取り組む市町村幼児教育アドバイザーや担当者に対し、研修や助言・指導を実施いたします。次に、

(2)幼小連携・接続に関する研修等への支援としまして、「しまねの架け橋期の教育ガイド」を活用した研修と市町村と連携を図り、実施してまいります。

次に、33ページになります。(3)架け橋期の教育の推進に対する支援としまして、県内の推進校区に対し、市町村内の小学校区等の架け橋期のカリキュラム作成や実践をサポートするカリキュラムコーディネーターや、架け橋期の小学校1年生の学びの集団づくりを支援する架け橋アドバイザー、また、保育者の公立小学校への短期インターンも活用するものでございます。推進校区を中心に、その市町村の状況に応じた架け橋期の教育の充実を図ることができるよう、該当市町村と連携しながら支援してまいりたいと思います。

○福井委員長

岩田地域教育推進室長。

○岩田地域教育推進室長

続いて、7、教育魅力化人づくり推進事業です。こちらは、高校と地域が協働して、目指す生徒像に向かって学びや活動の充実を図る取組に対して支援を行う事業です。

(1)、学校と地域との協働の基盤となる高校魅力化コンソーシアムの運営を支援し、次のページ、34ページとなりますけれども、(2)において、コンソーシアムでの議論を踏まえた各地域の資源を活用した教育活動などの支援のほか、(3)のとおり、学校の活性化を図るための県外から生徒受入れを支援します。そして、(4)高大連携の推進で

は、②のとおり、高大連携推進員を配置し、高校生の島根大学の材料エネルギー学部など理系学部をはじめとする県内大学の各学部の学びへの理解が深まる取組を実施してまいります。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

続いて、8、悩みの相談・不登校対策事業についてです。いじめや不登校等の諸課題に対し、学校の教育相談体制の整備を支援するなど、未然防止や早期発見、早期対応等の取組を推進するものです。（1）悩みの相談事業、「こころ・発達」教育相談事業です。①、スクールカウンセラーについては、来年度も全ての公立学校へ配置いたします。②、公立小・中学校で空き教室などを活用した校内教育支援センターと呼ばれる校内での居場所に支援員を配置する市町村の取組を支援してまいります。④、いじめ、不登校等に関する相談窓口につきましては、引き続き、いじめ相談テレフォン、24時間子どもSOSダイヤルの電話による相談を実施し、教育センターでは電話や来所による相談に対応します。⑤、SNS相談は、公立、市立の中学校、高等学校、特別支援学校の中等部、高等部の生徒を対象に、4月から通年で開設します。（2）生徒指導体制充実強化事業です。①児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するためのツールであるアンケートQ Uを実施する市町村を支援します。

35ページを御覧ください。②、いじめ等対応アドバイザーとして弁護士、臨床心理士等の外部人材を活用し、学校現場を支援する体制の充実を図ってまいります。（3）不登校対策推進事業です。①県内12の教育支援センターを設置している10の市町に対して、財政支援や運営面での支援を行います。未設置の町村に対しては、アウトリーチ支援など独自の取組や設置に向けた取組等を支援してまいります。③、フリースクール等連絡協議会を開催し、意見交換を通して多様な支援の在り方について検討してまいります。以上です。

○福井委員長

八束特別支援教育課長。

○八束特別支援教育課長

それでは、36ページを御覧ください。特別支援教育課の令和7年度当初予算額は15億7,000万円余で、前年度比2億5,400万円余の増額となっております。これは、主に4にある特別支援教育就学奨励費において、特別支援学校幼児・児童生徒の増加見通しがあることや、通学費や学用品購入費などが高額になってきているという実情によるものです。

次ページをお願いします。主要事業の概要ですが、1、インクルーシブ教育システム構築事業では、今年度も行ってきた特別支援学校教員における小・中学校等への巡回相談や高校での通級による指導などの事業に加え、（6）、LDのある子どもの多様な学び推進事業を新規に行ってまいります。こちらについては、市町村教育委員会や小・中学校が行う学習障がいのある子どもへの指導、支援に対して県教委が研修や指導・助言を行っていくというものです。

続いて、2、特別支援学校職業教育・就業支援事業ですが、今年度同様、特別支援学校

に非常勤講師を配置し、進路開拓やアフターケアを充実させたり、生徒の就労に必要な技能や意識を高める取組を行ったりします。

次ページですが、3、特別支援学校の通学支援です。こちらについても、近年行ったスクールバスの増便分を含めた11校19便のスクールバス運行と、学校の始業前の時刻に学校に預けることができる環境を4校で引き続き実施してまいります。以上です。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

続いて、39ページをお願いいたします。令和7年度当初予算の総額は6億1,200万円余で、令和6年度当初に比べて3億7,100万円余の増額となっております。主な増額要因は、6のインターハイ実施競技支援事業、7の部活動改革支援事業、新規事業である8の小・中学校給食費緊急支援事業となります。

次に、40ページの主要事業の概要について、主な取組を説明いたします。

まず、1、子どもの体力向上支援事業・学校体育指導力向上事業については、学校や地域において子どもの体力向上を目指した取組を進めてまいります。（1）未就学児の体力向上推進事業では、①の指導者研修や②の幼稚園・保育所等への専門指導者の派遣により、未就学児の成長に応じた効果的な運動遊びを実践できるよう、指導者の資質向上を図ってまいります。

次に、2、体育・競技スポーツ大会支援事業については、令和8年度に本県で開催される全国中学校体育大会に向け、大会準備に係る経費の一部を補助します。

次に、3、食育推進事業については、子どもの望ましい食習慣の形成等を推進するために、（1）食育用の副教材である「食の学習ノート」を作成し、活用する取組、41ページに進みまして、（2）では、高校生を対象に、手軽に栄養が摂取でき、調理が簡便なみそ汁をテーマとしたコンテストを今年度に引き続き実施してまいります。

次に、4、子どもの健康づくり事業では、子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指して、学校保健活動を推進してまいります。（1）専門家・専門医による指導事業では、スマートフォンなどのメディア接触の長時間化による生活習慣の乱れなどの健康課題に対応するため、専門家等を学校へ派遣し、授業や講演会などを実施いたします。

次に、5、インターハイ実施競技支援事業では、来年度の中国ブロックでの開催に向けて、島根県で開催される6競技の会場地市町への運営費補助や競技備品の整備、選手強化などを進めてまいります。

次に、6、部活動改革支援事業では、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、新たな地域人材の活用などにより、部活動における教員の働き方改革などを推進してまいります。42ページです。（1）部活動地域人材活用支援事業では、教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等の県立学校や公立中学校への配置について、各学校や市町村からの要望を踏まえて、昨年度から予算を増額して対応いたします。地域人材については、3つの指導者区分を設けており、参考までにそれぞれの主な役割や配置要件などを記載しております。（2）地域クラブ活動への移行に向けた実証事業は、公立中学校の部活動の地域移行に向けて、事業の活用を希望する市町村が実施するものです。43ページです。内容としましては、コーディネーター

の配置や指導者の確保などに充てるものです。この実証事業は国10分の10の事業であり、2月補正予算で計上し、繰り越しするものでございます。

最後に、7、小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）では、公立小・中学校の給食における米の価格上昇分への支援を新たに実施いたします。県が市町村に対して固定的な経費である米の価格上昇分を支援することで、物価高騰局面においても市町村と協力して、給食の質を維持して提供できるように取り組んでまいります。以上です。

○福井委員長

土江社会教育課長。

○土江社会教育課長

44ページをお願いいたします。社会教育課の令和7年度当初予算案は8億3,100万円余、令和6年度当初に比較して1億5,600万円余の増額となっております。増額の主な理由は、14、青少年の家の改修工事及び4、少年自然の家の改修工事の予定によるものです。

次の45ページから主要事業の概要を御説明いたします。

1、みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業は、市町村等の社会教育機能強化を図るため、社会教育人材のスキルアップに取り組む市町村を支援するものです。既存の地域づくりを担う人づくりに資する事業であるふるさと人づくり推進事業を見直したもので、(1)から(3)のメニューを設けております。この3つのメニューのうち、(2)の体験活動支援型は新規の取組となります。子どもたちに身近な市町村での子どもたちの体験活動の機会を確保し、体験格差を少なくするための取組を行います。

続きまして、2、ふるさと教育推進事業です。地域の教育資源を学びに生かし、子どもたちのふるさとへの愛着・誇り、貢献意欲や確かな学力、実行力の育成に取り組む市町村を引き続き支援してまいります。

続きまして、46ページ、3、社会教育士等養成・育成事業です。社会教育士の育成などを図り、社会教育を振興する人材を確保するものです。島根大学との連携による講習の実施や社会教育主事講習への派遣の実施のほか、県下の社会教育人材のネットワーク化を図ることとしております。

続きまして、4、少年自然の家事業です。江津市にあります少年自然の家について、大型木製遊具の更新・改修や体育館照明をLED化する工事などを行います。この工事に伴い、体育館は、令和8年1月から2月まで利用を休止する予定としております。以上です。

○福井委員長

山崎人権同和教育課長。

○山崎人権同和教育課長

では、47ページをお願いします。人権同和教育課の令和7年度当初予算額は8,800万円余、対前年度比4,600万円余の増でございます。

48ページを御覧ください。主な増額要因は、1、進路保障推進事業のうち、(1)スクールソーシャルワーカー活用事業でございます。先ほど教育指導課より言及がございましたが、この事業について、次年度からは人権同和教育課において取り組み、従来の要請訪問に加えて巡回訪問を導入するなど、学校と福祉の連携をより一層進めてまいります。あわせて、(2)から(4)につきましても引き続き推進し、支援の充実を図ってま

います。

2、人権教育推進事業におきましては、子どもの権利について教職員の理解促進と実践力の向上を図り、全ての子どもの最善の利益につなげてまいります。以上です。

○福井委員長

村上文化財課長。

○村上文化財課長

49ページをお願いいたします。文化財課、令和7年度当初予算額は13億8,200万円余であり、6年度当初と比較しまして2億4,500万円余の減となります。主な要因としましては、1の古代出雲歴史博物館管理運営事業費が天井耐震改修と魅力アップ事業の実施等により1億4,000万円余の増となるものの、7の埋蔵文化財調査センター事業費が、道路建設等の公共事業に伴い受託している発掘調査事業の終了などのため、4億900万円余の大幅な減となることによります。

次のページ、50ページをお願いいたします。主要事業の概要についてでございます。

1、古代出雲歴史博物館管理運営事業につきましては、(1)、(2)にありますように、エントランスホールなどの特定天井等の耐震改修や展示室等の改修のため、令和7年4月から8年9月末まで休館する予定としております。休館中も代表的な展示物である国宝青銅器を観覧できるよう、荒神谷博物館での展示を行ったり、リニューアル後の歴博への来訪を促すため、県内外での施設で情報発信をしております。また、(3)のとおり、指定管理者による施設管理とともに、休館中は館内では展示品の観覧はできませんが、出前講座や、工事をしない体験工房等への体験の受入れは継続いたします。

○福井委員長

藤原世界遺産室長。

○藤原世界遺産室長

続いて、2、未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、世界遺産石見銀山の適切な管理と未来への継承を目的として、調査研究、保存整備、情報発信の3本柱で石見銀山の価値や魅力の磨き上げ、認知度向上に取り組んでまいります。内容につきましては、(1)から次のページの(3)にありますとおり、基礎調査研究、テーマ別調査研究の実施、大田市が行う建造物の修理や世界遺産センターの管理運営への支援、各種講座や企画展の開催、動画放映などを行ってまいります。このうち、50ページの一番下にあります(2)、③、石見銀山世界遺産センター施設改修等の支援は、平成19年に整備されました世界遺産センターの長寿命化のため大田市が行う施設改修、設備更新について、来年度から新たに支援を行うものでございます。

また、次の51ページの(4)にあります石見銀山発見500年記念事業では、銀山発見500年を迎える令和9年に向けまして、大田市が行う世界遺産センターの展示リニューアルや遺跡整備への支援、記念イベントの企画調整など、石見銀山の魅力化・持続化につながる取組を商工労働部や地元大田市とも連携しながら段階的に実施してまいります。

○福井委員長

間野古代文化センター長。

○間野古代文化センター長

続いて、3、島根の歴史文化活用推進事業については、研究成果を活用して、島根の豊

かな歴史文化の魅力を県内外に発信し、文化財の保存継承への気運醸成や、県外での認知度向上を図ること等を目的としています。内容については、（１）から（５）にありますとおり、歴史文化についての講座の開催やオンライン配信、萩・石見空港利用による古墳、城など県内のスポットを巡るツアー、日本遺産についての動画配信、他県と連携した古墳をテーマとする共同研究等を実施いたします。以上です。

○福井委員長

安部福利課長。

○安部福利課長

５２ページを御覧ください。令和７年度当初予算として、２億４，５００万円余を計上、６年度の当初予算と比べ、２９０万円余の減となっています。

３番、教職員の健康診断事業費は、教職員に対して健康診断を行う事業です。所属ごとに計画的に行う定期健康診断などのほかに、追加で行う検査などもございます。予算は令和６年度に比べ、１００万円余の減となっておりますが、今申し上げた追加で行う検査などは例年実績も参考にしながら算定しておりますが、来年度の予算については、例年より精査した額としたことが減額の主な要因となります。

４番、教職員のメンタルヘルス対策事業費は、教職員を対象とした研修会やストレスチェックの実施、専門カウンセラーや臨床心理士による心の健康相談を行うものです。予算が令和６年度に比べ、３２０万円余の減となっておりますが、令和６年度は例年行う事業に加えまして、本年度限りの事業として、市町村立学校に勤務する教職員のメンタルヘルス対策事業を３３０万円余の事業費で行いました。これは、メンタル不調の一次予防ともなるストレスチェック事業について、来年度以降、全ての市町村教育委員会が市町村立学校教職員の服務監督者として取り組んでいただくための仕掛けづくりとして行った、今年度限りの事業です。よって、令和７年度の予算については、おおむねその分が減額となっております。

７番、教職員住宅維持管理事業費は、県内各地に３０あります教職員住宅の維持管理に係る費用になります。これら教職員の福利厚生に関する事業に取り組んでまいります。

説明は以上です。

○福井委員長

以上、説明がありましたが、質疑等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

１点だけ、宍道高校の遠隔授業の取組ということで説明があったんですけども、もう少し詳しく教えてください。

○福井委員長

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

この遠隔授業につきましては、特に中山間地・離島等で、開設ができない教科、科目について、次年度、令和７年度は今のところ４教科、科目について、授業内で、例えば習熟度的な授業をする際に、特に数学Ⅲあたりでいわゆる普通レベル、そしてまた難関大学等を目指す際の早進度レベルと、そういった授業展開を想定したものを現在考えているとい

うところでございます。

○福井委員長

よろしいですか。

河内委員。

○河内委員

分かりました。

○福井委員長

いいですか。

田中委員。

○田中委員

宍道高校に通信があると思うんですけど、その通信の生徒さんにはタブレットは渡っていないというふうに聞いているんですが、それが私にはなかなか納得がいきませんでして、せっかく宍道高校で通信をやっている、他校にはそういったことで、そういう指導ができるのに、この宍道高校で通信で通っておられる、通信で入っておられる生徒さんには、何とかならないものなんでしょうか。

○福井委員長

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

現在、宍道高校の通信制におきましては、端末を御指摘のように、生徒は持っていません。これまで宍道高校は紙媒体によるレポート、これを重視してきているわけです。定期的にスクリーニングがございますけれども、この際は対面的な授業を実施しています。ただ、端末を通してというところ、今後は考える必要があるかも分かりませんが、現在は各教科、科目で定期的に紙媒体で学校側と生徒がやり取りをしているというところで、宍道高校の教員に聞きますと、かなりこのレポートに時間をかけて、問題を作成している、そして添削をしていくわけですが、これもより丁寧に取り組んでいるというような現状を聞いております。

今後、その端末がもし導入となった場合に、どういう活用方法があるかというところは、学校側とも今後、研究をしていかなければならないと考えております。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

通信制なのでいろんなパターンがあるんだろうというふうに思いますけれども、そこら辺でぜひ研究をしていただき、もちろんそういった紙媒体、先生方と親密な形での教育というのも必要であろうというふうに思いますけれども、もともと通信という考え方で、なかなか学校行けないということが大前提なんだろうと思うんですね。だから、ぜひとも研究いただいて、予算のほうもまた確保も検討いただきたいなというふうに思います。要望でございました。

○福井委員長

河内委員。

○河内委員

すみません、また同じ遠隔授業のことですけども、さつき田中委員もおっしゃられたとおりだと思っておりますけども、不登校生徒の自宅等での学習を支援というところも、項目もありますけども、そこも踏まえて、ちょっともう一度説明いただけたらと思います。

○福井委員長

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

不登校生徒に対する支援につきましては、まず、この事業とは別に、令和6年度、法改正に伴いまして、各学校で不登校等というふうに認定された場合に、遠隔授業、実際の教室で行われている授業を自宅ですとか、あるいは校内の別教室で端末を活用しながら受講できるという、これが遠隔授業でございます。

そして、委員御指摘になった、この各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業の不登校生徒に対するというところは、通信教育という形で従来、先ほども話題に上りましたが、宍道高校の通信制、そして浜田高校の通信制、こういったものを不登校傾向がある他校の生徒が活用できる、そういったシステムを今後構築して、実際に実施に移していくという予定でいるという状況でございます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

すみません、21ページの教員確保対策の中で、新規採用予定者を対象とした採用前研修ということで、これがどういう内容なのかはちょっとよく分からないんですが、教員が教育実習として現場でいろいろ実習をされますよね。そのときに今、現状がどうなのか、ちょっと私も分からないんですが、各学校で受入れをして、学校の教員の皆さんが教育実習生の指導をされるということだと思っておりますけど、今、民間企業でもインターンシップで受け入れて、そこで非常にいい体験をして、その企業に就職するということが今この県内でも起きてるんですけど、この教育実習とかそういうときに、やっぱり学校ですごくいい体験をすれば、この島根の学校でまた働こうという気持ちになるのではないかなと思ってるんですけども、その辺の指導を学校ごとに任せていいのか、もっと教育委員会が関わって、そういう教育実習の在り方などについて、もう少し取組を考えたらどうかなということがあるんですけど、そこら辺の考え方と、それから、23ページに教頭のマネジメント支援員の配置があります、今年モデル事業でされたと思うんですけども、そのモデル事業の成果、どういうことがよかったのか、それで今回拡充されていくということですけども、その辺の成果とか効果とか、そこら辺のところを教えてもらいたいのと、もう1つ、24ページにスクールロイヤーの配置ってあるんですけども、これは教育委員会に人を配置するという事なんでしょうか、そこを教えてください。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

まず、1点目でございます。教育実習の在り方といいたいまいしょうか、実際の指導の様子というところで御質問いただきました。委員御指摘のように、今、多分学生時代に大学において行われる教育実習、その他にも、かなり低学年のところから、大学ではですね。例え

ば、島根大学なんかもそうですけれども、学校現場のほうに出向いて、学校現場での学びを主体的に取り組んでいくというところは行っております。

そして、いわゆる教育実習におきましても、いわゆるメンター制に近いような形で、指導教官、教科ごとであったりとか、学年ごとであったりですとか、マンツーマンに近い形で、朝の始業から終業まで、あるいは放課後の部活動指導等も含めて、見守りつつ指導しているというのが実態でございます。

ただ、やはり昨今の様々な教育に関わる複雑な問題、課題等もあつたりして、学生の中には実際、一教員、正規教員として4月から踏み出すのに、心配や不安を抱える学生も一定数いると、また、中には、過去にそういった学生時代に教育実習をしてはいるけれども、実際に教壇に長らくの年月立ってないといった方もいらっしゃいます。そういった方が教員の一日、あるいは通常の勤務のイメージを具体的に膨らませていただいて、安心して4月のスタートを切れるように、私どものほうでこの年末のところでも相談会を行ったり、年明けのところでも実際に対面で先輩教員を招いて、講師に招いてですね、車座になって意見交換をしたり、現場の話を聞いたり、そして、その後、それぞれの学校現場のほうにまたさらに出向いて行って、その授業や取組の活動を見るといったところ、こういったことも我々の中ではさらにプラスして行っていると、そういった状況ではございます。

差し当たり、以上でございます。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

教頭マネジメント支援員の事業についてです。モデル的に2校というところでお話をさせていただいたんですけども、まだ年度途中で、しっかりまとまってない状況ではございますが、どういった人材が適任であるのかとか、どういった業務がサポートにつながっているのかとか、どのように配置すれば効果的であるのかっていうのを中心にモデル事業を進めていただいております。

モデル校の管理職への聞き取りの中では、出退勤の管理をしていただいていると、出勤簿とか、休暇願簿とか、あと、文書の印刷、製本であるとか、会計年度任用職員の任用関係の事務をしておられるとか、施設管理ですね、安全点検だとか備品整理などを行っていて、随分心理的負担軽減も期待できているというような状況を聞いております。

ただ、今回モデルをしていただいている2校については、教職経験のない方でやっていたいただいておりますので、学校現場からはやっぱり経験者のほうがという声もございますので、以降ちょっと拡充して、いろいろな、最初に申し上げたとおり、人材としてどのような方がいいのかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

今回、また後で報告事項の中ありますけども、教頭の時間外勤務が多いでありますとか、持ち帰り仕事が多いとか、休憩時間が取れないというような状況もございますので、ちょっとこの部分はしっかり実態を把握して、支援につなげたいなというふうに思っております。

それから、スクールロイヤーの制度でございますが、これは委託事業でございます。県教委とか市教委から出てきたところを確認して伝えて、連絡をして、また返答していただくというような形で進めております。

○福井委員長

角委員。

○角委員

ありがとうございました。ぜひ、スクールロイヤーは委託ではなく配置、人を配置してほしいなと思ってます。日々いろんなことが起きるんで、そのとき、間を置かずに対応できるっていうのは、やっぱりそこに人がいるほうがいいと思うので、委託っていうとワンクッションちょっと時間が置かれたり、そこへ委託するまでの、そこへ相談かけるまでの時間がかかると思うので、やっぱり配置がいいんでは、人をちゃんと配置するのがいいんじゃないかなと思っています。

それと、教頭マネジメント支援員ですけども、今聞いたところではちょっと本当、何か雑務の支援みたいな感じにしか見えないんですけど、今言われたように、ある程度学校の様子分かる人、教頭のマネジメント支援員ですから、やっぱりもう少しそういう学校のことを精通している人を配置できるようにしてほしいなと思いますので、その点、よろしくをお願いします。

それと、教育実習の、ぜひ、いろいろ今取組はお聞きしましたけども、事前に学校の実際に現場に入るまでのところで、やっぱり不安なく、そして、本当に子どもたちに教えたいという気持ちが湧き起こるようなことを実施してほしいので、そこら辺も充実してやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

御説明いただきまして、ありがとうございます。

私から大きく3つございまして、1つが、先ほど角委員もおっしゃられました教員確保対策のところ、これ、当事者の受験生から伺った、要望も兼ねて、県の考え方とか、今後検討していただきたいという、要望に近いことなんですけども、教員採用試験の3年次受験というのが、早期の確保という対策の中で、他の都道府県が今、既に実施していたりとかするという話を聞いてまして、岡山とか、近隣県だと、あと、山口とかというふうに聞いてまして、今後、早期の確保に向けて、そういったことをぜひ検討していただきたいというところが1点目でございます。

2つ目が、P23の働き方改革のところの関連で、今日、総務部のほうで説明があったんですけど、職員の働き方改革の中で、AIやRPAの活用して、業務を効率化していくという話があったんですけども、私、このAIの発達って本当に加速度的に進んでいる中で、職員の中でも使ってもらっちゃう方いらっしゃると思うので、お感じになられてる方もいらっしゃると思うんですけども、本当に業務を効率化してくれる、秘書と言ったら言い過ぎなんですけども、問いを投げてとか、こういう資料作ってとか、この論点に対して整理してとか、場合によっては授業案を作ると言ったら、それっぽいものを作ってくれるみたいなので、それが適切かどうかは別として、いろんな、今まで先生たちが、何ですかね、思考を巡らせて細部にわたって考えるべきところは考えていただきたいんですけども、考えずに作業的にやる部分に関しては、なるべく剥いでいってあげるという中で、AIを活用してもらっているのは有効な手段かなというふうに個人的に物すごく思っていて、

職員会議の資料等は含めてですね。そういったことで検討をしていただきたいなということを書いて、そういったことに対しての導入だったりとかで、使用するにもやっぱりお金がかかるので、そういった形で、まずは慣れて触ってみるってところからだとは思いますが、そういったことによる先生方のこの業務負担を中長期の支援に立って、下げていくってことを検討していただけないかなということ、既に何かやってらっしゃることがあったら伺いたいというのが2点目です。

3点目は、35ページの不登校対策のところでの、不登校対策の①の教育支援センターの拡充ってというのが何が拡充をされたのかっていう確認と。2つ目、ちょっと質問なんですけども、フリースクールとの連絡協議会の開催、今年度から実施をされて、様々な状況を理解されたというふうに理解をしています。そういう中で、来年度もこの連絡協議会、開催するに当たって、今年度見えた成果や課題というか、何ていうか、見えた兆しみたいなものをもって、来年度、どういう問いを持ってこの連絡協議会を運営するのかみたいなことを、現時点で整理できてる範囲で構いませんので、教えていただきたいなと思って、フリースクールとの連携、個人的にはすごくキーになるのかなと思う中で質問させていただきたいと思います。以上です。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

まず、1点目でございます。大学3年次における教員採用試験の受験についての御質問でございました。私どももこれの在り方について、県内の両大学関係者とも意見交換をさせていただきました。来年度実施の試験におきましては、その結果ですね。いわゆる専門的な学びを、まだ大学3年生というのは、大学でも十分に学んでいない、はじまったばかりという段階で、ここで試験を受けるというところについて、やはり理解といたしましうか、大学側の関係者の方もどうかなといった意見でございました。これらの意見交換のことを踏まえまして、来年度実施のものについては、導入はしてないといったところです。

令和8年度に実施する試験の在り方につきましては、委員からも御意見、御提言いただきました。このことを踏まえた上で、また改めて両大学とも意見交換をしていきたいと考えております。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

まず、教育支援センターの予算拡充部分についてです。この拡充部分というのは、現在設置がありますのが10の市町でございますけれども、設置されていない9つの町村が独自の取組をしております。施設自体は設置できないけれども、アウトリーチ支援に取り組んでいたりとか、あるいは、公民館や図書館など公的な施設を活用して、それは毎回毎回、場所は変わったりするんですけれども、そこで子どもたちと触れ合ったりというような活動しておりますので、その独自の取組の部分に対して、支援を行っていくというものでございます。

続きまして、フリースクール等、連絡協議会の来年度への成果と課題等についてですけれども、今、2月のところで第2回の連絡協議会を開催しまして、来年度に向けてこうい

うことをしていこうということを確認し合ったところでございます。そうした中で、まず、フリースクール側で文部科学省からの不登校支援に関する考え方等が十分に指導員の方々には浸透していないというところがありましたので、来年度4月、5月のところで、こちらからオンラインで、そういった国の通知に関する説明会を実施すると。連絡協議会に来られない指導員の方に対して、そういうオンラインの説明会を2度ほど開催して、どちらか都合がいいほうで出席してくださいということで浸透を図っていきたいというようなこともしていきますし、市町村教育委員会、あるいは県教育委員会としっかり連携をしていくために、どういったフリースクールと連携をすべきなのか、要件ではないですけども、例えば、その施設は県内にあることでありますだとか、あるいは安全面に対して危機管理マニュアルを備えているということを条件に加えてはどうかだとか、そういう要件について、フリースクール側からも、こういうことを要件に加えてもらったら、しっかり我々と手を組めるのではないかというような建設的な話合いがありましたので、次年度以降、そういったことを詰めていきたいというふうに考えておるところです。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

2点目のA Iの活用についてでございます。校務等の軽減に向けて様々な努力を進めているところではありますけども、委員おっしゃられたように、A Iの活用についても、先進事例等を取り寄せて、研究を進めていきたいなと思っております。

○福井委員長

よろしいですか、森山委員。

○森山委員

はい。

○福井委員長

ほかにごございますか。

田中委員。

○田中委員

すみませんが、3点お願いします。19ページの宍道高校の校舎の整備は、これはリースなんですか。国民スポーツ大会の黒田庁舎はリースがいいじゃないか、もう期間限定だったらリースがいいじゃないかって言ったら、いや、何か建設をしたほうが安いからということで、何か国民スポーツ大会のほうは建設になったんですけど、これは、もちろん料金的な精査もあるんでしょうけども、リースということはずっとリースでいくつもりなのか、少なくなっていく想定でもあるのかどうなのか、それが1点と、すみません、24ページの、県立高校の宿舎の舎監の皆さんに宿日直の業務を教員に代わってやっていたくということではありますが、ということは、ずっと学校にいないといけないのかっていうのが一つと、それと、何の業務をされるのかっていうのと、あと、全てではないかもしれないけど、私が聞いたのは、この外部舎監さんは大学でアルバイトされてる方、大学生が多いような話をちらっと聞いたんですけども、そういう方たちが日直ができるんだろうかというのが一つ私の疑問があったということが1点と、最後に、すみません、私に分からなかったのを教えてください。これまで、しまね留学とか等でいろいろ島根県が先進地と

いう形でやってきたんですけども、今回この予算の中に、どこら辺にそれが反映されているのか、コンソーシアムという形での各高校のやつに入っているのか、そこら辺のところが分からないということと、これを一番最初に手がけられた教育魅力化特命官が今後どういう形になっていくのかというのを少しお話しただけならと思います。以上です。

○福井委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

宍道高校の校舎整備について御質問いただきました。今回の予算案は10年間のリースで校舎を整備することを想定しております。通常の鉄筋コンクリート造りでは、仮に今後、人口が大幅に減少していく、生徒数も減っていくという中で、将来的に不要になった場合には過剰な財産を保有するということになります。ですので、今回は当面10年間のリースを想定しております。

その後、生徒数の状況によりまして、さらにこれを延長するかどうかということについては今後検討してまいります。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

田中委員御指摘の外部舎監、県立高校寄宿舎における外部舎監配置、県立高校寄宿舎及びみなし寄宿舎の外部舎監ということでございますが、この外部舎監は、会計年度任用職員として各学校がいわゆる面接試験、作文試験などをして採用してやっている舎監でございまして、県立寄宿舎やみなし寄宿舎の中で、いわゆる宿直であれば夕方から翌日朝まで、日直であれば日中というようなことで、生徒の見守り及び観察、食事の状況を確認したりなど、通常、舎監、日直が行っているような業務をしております。

中には大学生がというようなこともごく一部把握はしていますけども、ほとんどの場合が、退職された、職業を退職された以降の警察の方とか自衛隊の方というような経験が、教員もですけども、あるケースが多いです。

なお、日直につきましては土日祝日のみで、通常の平日は生徒は学校に出かけていますので、寮生は。ですから、土日祝日のみ日直、そのほかの宿直というような形で勤務していただいております。

○福井委員長

岩田地域教育推進室長。

○岩田地域教育推進室長

3点目の、しまね留学を含めた、先進的な取組ということにつきましては、ちょっとあっさりとした説明をしてすみませんでした。33ページから34ページにかけて、教育魅力化人づくり推進事業というところで、コンソーシアムの取組ということの中で話をさせていただきました。

34ページのところの(3)のところにおいて、県外生徒募集の取組を支援といったところであるとか、萩・石見空港を利用した中山間地域の高校を巡るバスツアー、こういったところも引き続きやっていきたいと思っております。

また、報告事項でございますけれども、こういったところの留学につきましては、先ほ

どお話のあった岩本教育魅力化特命官の取組なんかを参考にして、ちょっともう少し海外の日本人学校とか、そういったところから生徒が来られないかということも考えてみたいなど思っております。

それと、岩本教育魅力化特命官につきましては、ちょっと人事に関することをごさいますけれども、我々の今後の高校の魅力化の取組についてアドバイスをいただいたり、中央教育審議会の委員をなさっていますので、そういったところの情報、パイプというところは担っていただきたいと考えております。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

宍道高校は、先ほど10年間ということ、子どもが減った場合に余分な施設になるという理解はできますけど、その国民スポーツ大会の理論でいくと、期限が決まっている国民スポーツ大会だけれども、金額を見たら建てたほうが安いし、壊したときもそのほうが安いだろうというような形で何か建てることになったので、そこら辺のところはどうかかな、壊すことも含めて、そこら辺もちゃんと精査されたかどうかというのはちょっと気になるなど思って質問させていただきましたので、また分かれば教えてやってください。

それと、舎監のことですけれども、大学生が会計年度任用職員さんで受けているということを知っておりまして、ある部分で、そこら辺のところの部分でどうなのかなという気が前からしておりまして、もちろん学校のOBの先生方とか警察官のOBの方とかが来られるというのは安心できるというふうに思いますけれども、一概にいけないとは言えないのかもしれないですけども、学生の部分でもありますので、そういったことも少し配慮いただいて、精査いただいて、なかなかないからそういうふうにしてるんだというふうに言っておられた高校ではありましたが、そこら辺のところも考えて、学校に今度入っていただくということになりますので、ぜひとも検討いただきたいなというふうに思います。

しまね留学につきましては、後ほどまたゆっくり詳しく聞かせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○福井委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

宍道高校のリース校舎、経費的な面が本設のものと比較してどうかという御指摘でございます。本設の校舎を建てた場合の厳密な設計をして比較というところまではいたしておりませんが、今回想定しているリース校舎の金額、設計額から考えますと、一定の金額のメリットはあると考えております。

それから、リース物件につきましては、リース期間中は設置業者がメンテナンスも担ってくれます。また、撤去費まで組み込んだ形での契約と考えておりますので、設置から維持管理、それから撤去、トータル的なコストの面でも一定の有利さはあると考えて、このような案を上程しているところです。以上です。

○福井委員長

よろしいですか。田中委員。

○田中委員

はい。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

非常に素朴な質問をさせていただきますけれども、宍道高校の存在意義、価値というのは十分認めるわけなんですけれども、ただ、私たちが小さいときと比べて生徒が減ってる、だけでも、不登校をはじめ、どういう言い方していいかわかりませんが、オーソドックスとか、我々のときにオーソドックスだというふうじゃない、学校へ通えないとか、そういう子どもが増えてきてる。先生の数が増えてきてる。これから、日本の社会がこのまま今のような状態に対して、ただ対症療法、これを充実させていくと。そのことが教育委員会あるいは教育界の環境を整えることだというふうな捉え方で、このまま、教育環境っていうものを今のままで進めていった場合には、果たしてそれでいいのかなという疑問を持つわけですね。じゃあ、島根県の教育は、各論的にはいろいろあるにしろ、包括的に、要するにどういう島根の教育を目指しているのか。子どもが学校へ通う、どういう風景を大体理想としておるのか、その辺りが、何となく今いろいろ問題になってる部分に対して、何とか適切に対応したいと、対症療法っていうものをきちっと充実させていくと。

だけでも、本来、こんな今のような状態がいいのかということなんですよね。要するに、少なくとも、よくはないんじゃないかと。今の状態から、やはりこういうふうな島根県の教育、あるいは環境、風景、そういうものを私はやはり持たないかんじゃないかと。

ところが、そういうことに対しては、今後、今のような現象がだんだんと縮小すればいいんですけども、今のまま放置されていくということが、果たして、その本来教育というものがどうあるべきか。ただ対症療法をやっていくっていうことは、今、確かに大切なことだと思うんだけど、だけでも、本質的なことからいうならば、今の島根県の教育環境、今いろいろ問題になってる部分もある、そういうことも含めて、少なくとも、今がいいと思っておられないと思うんですよね。

じゃあ、これからどういう島根の教育を目指すのか、その部分が何となく分からない。だから、ひたすら対症療法にとにかく明け暮れてると。だけでも、こういうふうな現象が、社会的なそういう現象が何で起こるのか、これを何とか改善しよう、それを本質的にもっと掘り下げていくという、そういうことが必要じゃないか。島根県の教育は、やはりそこへ掘り下げていくというものがあってもいいんじゃないか。非常に難しい話だけでも、それが本当は教育を掘り下げることだと思うので、あとは、現実のいろんな問題に対して対症療法を精いっぱいうまくやっていくということだろうけども、要するに島根県の将来の教育道とか、そういうものが何となくまだ私らに見えないんですけども、その辺りどうなんですか。

○福井委員長

森山参事。

○森山参事（教育政策・文化財）

先ほどの予算説明で総務課長が説明をさせていただきました8ページになります。島根らしい魅力ある教育の推進を今回策定しておりますビジョンの最初のところで書かせてい

ただいております。

今、様々、社会情勢が変わったりとか、共働きとかで家庭の環境が変わってきたりする、そういった中で、子どもたちに関わる人たちがなかなか、言い切れはしませんが、愛情を持って子どもたちに接するといったような環境が少し薄れつつあるのではないかなど危惧しております。

そういった中で、やっぱり島根県の教育というのは、この8ページに書いておりますけれども、強みというのは人とのつながりであったり、人から直接学ぶことであったりとか、あるいは人を思いやる、思ってもらえる、愛情を込めて思ってもらえるということが、地域の人たちに見守られながら育っていくということが、これまでも島根の強みであったと考えております。

今回のビジョンも、後ほど説明しますが、基本理念というものは定めておりませんが、昨年度、県のほうで策定しました「誰もが、誰かの、たからもの。」というキーフレーズ、これが非常にこれから島根県が目指す教育にマッチしていると考えておりました、地域の人から見守られながら、そして愛されながら育っていく中で、子どもたちが自分自身、自己肯定感を育んでいったりとか、あるいは友達の多様性を認め合ったりとか、そういったような教育を目指していきたいと考えているところでございます。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

ということは、そういうふうはまだやってないから、現実がこういうふうな現象を見せてるということなんですか。

○福井委員長

森山参事。

○森山参事（教育政策・文化財）

今までも、その地域との関わりというのは、恐らく全国に先駆けてやってきたと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、なかなか家庭環境の変化であるとか、あるいは学校教育の中でも、教員が非常に様々、業務が増えていて、一人ひとりの子どもたちに向き合っていく時間が減ってきているというようなところ、そういったところでちょっと追いつかないようなところがあるのではないかと思いますけれども、そこは働き方改革ですとか、あるいはこういったキーフレーズの浸透であるとか、そういったことで啓発によってこれからも進めていきたいというふうに考えております。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

大体分かりましたけれども、ただ、ほんなら、それをやったら、今のような、いわゆる教育界の現象が起らないのか、本当に解決できるのか。何か一つ、一段下の部分が抜けてると思うんですけどね。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

教育、特に子どもの教育で、その背景として、まず、生物学的に人間が変化してきていることは間違いないだろうと。これが進化なのか退化なのか分かりませんが、まず、そういう要素があるのだろうと。

そして、社会的な面でいいますと、経済的に二極化が進んでいると。今、国会のほうでも盛んに手取りの問題が、この反対でいうと、貧困の問題が生活に影響を与えている、子どもの成長に影響を与えている、体験格差であるとか、学力の習得でありますとか、そういったもの、あるいは身体的な成長に影響を与えていると、こういった面があるだろうと。もう一つ、学力そのものの二極化、これが進んでいると。分からない子はずっと分からないままでいると。これについては、教育の中の大きな責任だろうと思って、今回、つまりきを解消する道を多方面にわたって展開していこうと考えておりますけれども、そもそも私が感じていること、役人を40年やっていますけれども、その経験でいえば、もう少し、人を人と扱った政治が行われなかなどは感じております。例えば、手取りを増やすのかどうなのか、そのことによって実際に国民の生活がどう変わって、教育に、あるいは子育てに、子どもの成長にどう影響があるのかという議論は全くなしに、財源があるかないかと、予算が通るか通らないかといった、その空中戦で話していて、今の議論ってやっぱり国民のほうからかけ離れている議論が進んで、結局、じゃあどうなるか、最終的には分かりませんが、今より少しでもよくなるかもしれません。

そういった子どもの一人ひとりの、これだけ多様化している子どもの現状がある中で、そこに目を向けた国策がいまいちできていないのではかなと、全体的に、教育に限らず、対症療法的なのだろうとは思っておりますけれども、その中でやはり、そういった中でも子どもたち、毎日生きて成長しているわけですから、そこに対してはしっかり我々のできる場所、しっかり取り組んでいく、そういった貧困を発見するでありますとか、体験格差をフォローしてあげる、学校の中でフォローしたり、地域の中でフォローしてあげたり、そして、勉強が分かるように、分からないところを拾い出して、何で分からないかを一人ひとり拾い出してケアしてあげる、そこによって分かる楽しみがあって成長する、喜びがあって努力するという態度になる。こういった、もちろんそこから、どうしてもそこに入れない子どももいるので、これも現状であります。

どうしてそういう子どもが生まれたかというのは諸説ありますし、誰も正解を教えてくれないので分かりませんが、現状ありますので、やっぱりその子たちが一人ひとりちゃんと社会へ出ていけるようにしてあげるといえるのは、我々の対症療法的なやり方で一人ひとりを、なぜかという、原因を解決してあげることは我々には無理です。貧困を解決してあげることは無理、障がいをなくしてあげるのも無理。だけど、そうやってそれを抱えて生きていっている子どもたち一人ひとりを、できるだけ一人ひとりを見ながら、自立して社会に出られるように育てる、もちろん教育だけじゃなくて、地域の方、保護者の方も一緒になってですけども、そういった場面が我々に課されている。どうしても対症療法になります、そこは。ただ、その根本原因はもう少し政治のほうでぜひ御議論いただいて、何とかしていただけないかなという気持ちも私のほうにはございます。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

結局あなたが言っていることは、要するに人間が、進歩してるのか退化してるのか知らんけども、とにかくだんだんと変わっていく、環境も。それはもう認めざるを得ないんだと。そうすると、そういう中で育つ子どもっていうのは、今のような現象をどうしても示してしまうんだと。だから、取りあえず対症療法をとにかく充実する、今はそれしかないんだというふうに聞こえるんですね。

私は、本当はもっと、そんなもんじゃないんじゃないかなと、それはそれかもしれんけれども、やっぱり本来、教育とは一体何か、これから島根県は、ただ、今どういう教育を目指すかという話があったんだけど、例えば幼少教育の頃から、あの頃から、何かみんな、昔も今も同じ子どもが生まれてると思いますよ。そこから後のところで変わってきているわけですね。だから、何か今までと、昔と今と、そのところに違いがあるんじゃないか。要するに島根県としてはやはり、他の県とは違う教育を目指すということは、その部分を掘り下げる必要があるんじゃないかなと思うんですね。これでやめますけど。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

もちろん生まれてからの環境というのは、我々の頃と違うのは、やはり貧富の差がぐっと広がっていること、あるいは少子化ということで、周りに同学年といいますか、年齢の近い子どもが本当に近いとこにいない、少し距離を置いたところ、あるいはその上で少ないという、そういった経験であるとか、保護者の方が両方働いておられる家庭が多いとか、あるいは3世代同居がすごく少なくなっているといった、人に囲まれている時間が減っている、いろんな人物、年齢層、関係性を含めて、そういうのはあると思います。そこからその刺激を受ける、あるいは鍛えられるということもあるでしょうし、頑張ろうとか、そういったことが培われていくのが、何ていいますか、あんまりそういうことに気を付けなかったから、昔は逆にそういう力がついていったのだろうと、生きるためにですね。

ただ、今はやっぱりそういう刺激が少ないと、個人のその僅かな経験が人格の主なものになってくると、これが多様性になってくるのだと、逆に多様性になっている。多く混じっていくと、それが共通項にだんだんなって、社会的な常識といいますか、主な流れ的なところを理解するのですけど、そうでないまま育て、それが主義主張にまでなっていくという多様性の背景というのはあるのだろうと思います。

なので、今、来年、幼小連携からしっかりもう一度やり直そうということで、子どもたち、保育所、主に保育所になりますけどね、今は、幼児教育施設の子どもたちとの関係性をしっかり学校のほうから、将来こうなるんだよ、こういう力が要るんだよということをしっかき求めていく、幼児教育施設の先生方と一緒にですね。そのことが、もう一回家に持って帰るわけですね、保育所に来ている時間だけで子ども育たないわけですから、ちゃんと家に持って帰ってもらおうと。そこまで幼児教育施設には最終的にはやっていただいて、家庭教育支援という形でやっていく。なかなか親御さんも情報がなくて分からない、働いてばかりで、そういうような茶飲み話が少ないという、そういった経験の不足なところをしっかき補っていただく。こういったところで、やはり先ほどから言っていますように、人が人と交わる可能性が都会より島根は高い、これは間違いないと思います。そういう風習もあるし、まだまだそれを呼びかければやっていただける方も多いと思います。

そういった意味で、もう一度、何と申しますか、昔がよかったとは言いませんけども、人と人のつながりが深いほど経験が豊富になるし、人は成長するのだろうと思いますし、社会的な自立も備わっていくのだろう、自立する力も備わっていくのだろうと考えておりますので、そういう意味で、結果的に言うと、やはり対症療法に見えますけど、信念的にはちゃんと持っておりますので、しっかり関係の方と一緒に進めてまいりたいと考えております。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

まあ、お願いしておきます。

要するに、今までの話だと、結局これから、いわゆる世の現象、それに対する対症療法を充実させることが島根の教育なんだというふうには取れないこともないわけです。ただ、今言われたようなところをもっと、何というか、しつこく、やっぱり教育理念として、もっとうたうべきだと思うけどね。

○福井委員長

よろしいですか。

五百川委員。

○五百川委員

いいです。

○福井委員長

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

すみません、一つ、ちょっと確認したくて。34ページに、(1)の②に公立小・中学校の校内教育支援センターに支援員を配置するっていう事業があるんですけど、これは、学校には行けるけども教室に入れないうちの子どもの居場所的な感じで設置されるものなのかなとちょっと思ったんですけど、この校内教育支援センターについて、ちょっと詳しくお聞かせ願いたいのと、支援員を配置するということなんですけども、今、児童クラブでも支援員さん配置しておられるんですけど、その支援員さんたちが兼務することができるのかなと。やっぱり一日の仕事としてあると、やろうという人もいるという話も聞くと、ここの部分は学校にいる時間ですし、児童クラブはそれが終わった時間ですので、そこ、一緒にできることがあるのかなと思ったりするんですが、ちょっとこの事業について教えてください。

○福井委員長

高倉子ども安全支援室長。

○高倉子ども安全支援室長

校内教育支援センターについてですけれども、これまではスペシャルサポートルームとか、様々な、出雲市でいいますと「ほっとルーム」という名称であったりだとか、様々な学校の空き教室を利用して、不登校支援とか、あるいは教室に入りづらい子どもへの支援を行っておりました。

このたび、その校内教育支援センターという名前で一応統一するような形で市町村が設置すると。その空き教室等には今まで専門の支援員というのはいなくて、授業時間が空いている教員や、そういった方々が順番で交代しながら支援に当たっていたと。そういった校内教育支援センターを新たに設置するということを決めて、そこに支援員を配置するという取組の事業でございます。これは市町村が実施主体になりますので、市町村が3分の1、県が3分の1、国が3分の1という形での補助事業ということになります。ですので、市町村の取組を県として支えていくという事業になっております。

それと、もう1点ですけれども、放課後児童クラブ等の支援員と兼務ができないかということですが、実際の例としては、こういった例がある市町村がございますので、これは市町村の実情に応じながら、兼務ができる人材がいれば、どんどん兼務をしていただければと考えます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

校内教育支援センターというすごい堅い名前で、ちょっとどうなのかなと思うんですが、「ほっとルーム」とか、いろんな市町村で既にあるような、そういうものだとということだと、そういう形で市町村にも示してもらいたいと思いますし、今言われた児童クラブと兼務しとられることもあるということであれば、そういう先進的な事例も紹介して市町村に設置を促していただきたいのと、本当にこの校内教育支援センターという名前を使わないといけないのか、あるいは市町村独自のネーミングがあってもいいのか、そこら辺も市町村と一緒に考えて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○福井委員長

ほかにございますか。

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

先ほど河内委員の質問に対して不十分なところございましたので、補足をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○福井委員長

よろしいですよ。小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

先ほどの不登校生徒等に対する通信教育についてでございますけれども、国の法改正については、学校教育法施行規則改正、これが令和6年の4月1日と。内容としては、高等学校の全日制、定時制課程において学校生活への適応が困難、相当日数の欠席がある、いわゆる不登校生徒等に対して教育上有益と認める場合には、不登校生徒が在籍する高校は授業に代えて通信教育、そしてまた遠隔授業ができるというものであります。単位数で言いましたら、卒業単位74単位のうち36単位までが、その遠隔授業もしくは通信教育でカバーできると認められるというものでございます。

特に通信教育については、私どもが今計画をしておりますのは、高校側が希望すれば、宍道高校通信制、それから浜田高校通信制の教材の提供を受けて、その不登校生徒がいる高校の授業の一部とすることができると、そして履修・単位修得まで可能であるという仕

組み、これを今構築しようとしているというところでございます。

遠隔授業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、教室の授業の様子をライブ配信等で、自宅にいる、あるいは学校内の別の教室にいるその不登校傾向のある生徒に配信をする、こういったものでございます。以上でございます。

○福井委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

ないようですので、それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分及び第58号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

野々内総務課長。

○野々内総務課長

それでは、資料53ページをお願いいたします。

第1号議案につきましては、先ほど第3号議案と一体的に御説明いたしましたので、改めての御説明は割愛させていただきます。

それでは、第58号議案、令和6年度2月補正予算案（3月5日上程分）の概要の教育委員会関係分について御説明いたします。

1、補正予算の概要の合計欄のとおり、補正前の額852億5,300万円余を、補正額9億6,200万円余の増額により、補正後の額862億1,600万円余とするものでございます。

54ページをお願いいたします。2、債務負担行為でございます。表に記載の各事業において債務負担行為の補正を行うものです。その補正理由ですが、ナンバー1、2とも、昨年の11月議会におきまして令和7年度からの指定管理料の設定を行いました2施設について、公募後の人件費や物価の上昇を踏まえ、指定管理料を増額するものでございます。

その下、3、繰越明許費につきましては、歴史遺産保存整備事業費を追加したいと考えております。津和野町の重要伝統的建造物群保存地区に係る事業が、用地買収等に時間を要し、年度内の完了が見込めないことなどにより、次年度へ繰り越すものです。

続いて、55ページをお願いいたします。4、主な補正内容です。

このたびの補正予算は、主として退職手当の増額や国庫補助事業等の事業規模の減、その他事業の実績見込みによる増減の補正であり、課ごとに主な補正内容や増減理由につきましてこの一覧に記載しております。

次の56ページから65ページにかけましては、課別事業別の一覧表ですが、個表の説明は割愛させていただき、この55ページの一覧を用いまして、主なものを何点か御説明いたします。

1行目、総務課の1ポツ目、退職手当の増についてです。地方公務員の定年引上げが行われている中で、今年度末に60歳を迎える職員の定年時期は、本来であれば62歳となる令和8年度となります。しかし、今年度末に60歳で早期退職をする職員などが61人増と、今年度の当初予算時点の見込みより多くなったことなどにより、約12億5,100万円の増額、あわせまして、退職手当の財源として退職手当基金を取り崩して繰り入れ、退職手当増へ対応すると同時に財源更正を行うことにより、一般財源が約6億5,800万円の減額。

3行目、学校企画課の1ポツ目、教員の欠員等対応に係る非常勤講師の配置実績見込みにより約1億300万円の増額、また、4ポツ目、各学校に配置しているスクールサポートスタッフや寄宿舎外部舎監等の配置実績見込みにより約1億3,100万円の減額。

4行目、教育指導課の1ポツ目、市町村等の一人一台端末更新に係る基金積立金の増により約7億100万円の増額。

5行目、特別支援教育課の1ポツ目、非常勤看護師、代替非常勤講師等の配置実績見込みにより約6,200万円の減額、また、2ポツ目、特別支援教育就学奨励費の実績見込みにより約3,500万円の減額。

6行目、保健体育課の1ポツ目、部活動改革支援事業の部活動指導員等の運動部への配置実績見込みにより約2,000万円の増額。

7行目、社会教育課の1ポツ目、部活動改革支援事業の文化部への配置実績見込みにより約2,000万円の減額。

下から2行目、文化財課の1ポツ目、埋蔵文化財発掘調査受託業務について、調査対象範囲など調査規模の減により約2億6,800万円の減額などとなっております。

説明は以上でございます。

○福井委員長

以上、説明がありました。質疑等はありませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分及び第58号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分及び第58号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項に入るわけですが、このまま続けますと大きく働き方改革に違

反した形になると思いますので、本日の審査はここまでに終了しまして、明日10時、3月の7日午前10時に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を散会いたします。ありがとうございました。